

意匠の審査基準及び審査の運用

特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室



1 意匠制度の概要

2 意匠審査基準の概要

- (1)意匠の認定
- (2)意匠ごとの出願
- (3)工業上利用することができる
意匠であること
- (4)新規性
- (5)創作非容易性
- (6)3条の2
- (7)先願
- (8)関連意匠

3 出願に伴う手続、特殊な出願

- (1)新規性喪失の例外規定の適用手続
- (2)秘密意匠
- (3)特殊な出願
- (4)意匠の国際登録制度

4 参考資料

1 意匠制度の概要

2 意匠審査基準の概要

- (1)意匠の認定
- (2)意匠ごとの出願
- (3)工業上利用することができる
意匠であること
- (4)新規性
- (5)創作非容易性
- (6)3条の2
- (7)先願
- (8)関連意匠

3 出願に伴う手続、特殊な出願

- (1)新規性喪失の例外規定の適用手続
- (2)秘密意匠
- (3)特殊な出願
- (4)意匠の国際登録制度

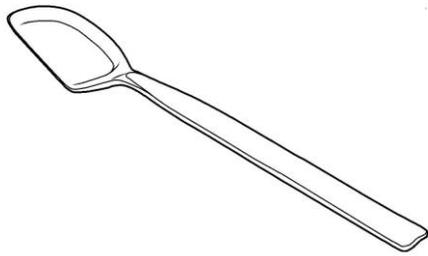
4 参考資料

1. 意匠制度の概要（1）意匠制度の目的

意匠法は、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」を目的としています。

- ・ 物品の形状など、建築物の形状など（※）、画像（※）が保護対象です。
それらの部分についても意匠登録を受けることができます（部分意匠）。
※建築物の形状など・画像は2020年4月1日以降の出願に限られます
- ・ 意匠登録出願などの手続と、特許庁への手数料が必要です。
- ・ 法律で定めた登録要件について審査され、要件を満たすものだけが登録されます。
- ・ 意匠権者は、登録意匠及びこれに類似する意匠を業として実施する権利を専有します。

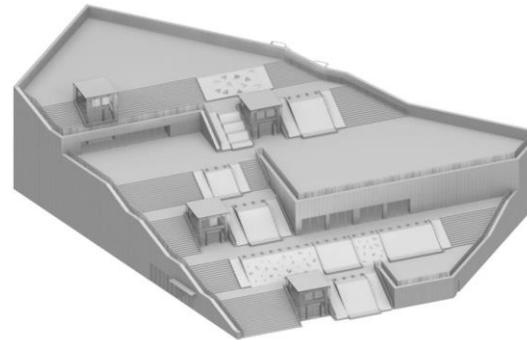
登録意匠の例



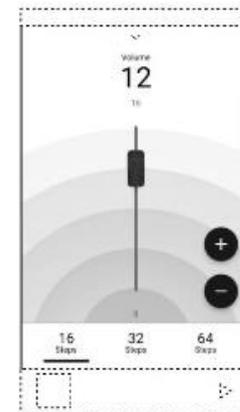
意匠登録第1741898号
スプーン



意匠登録第1606896号
乗用自動車

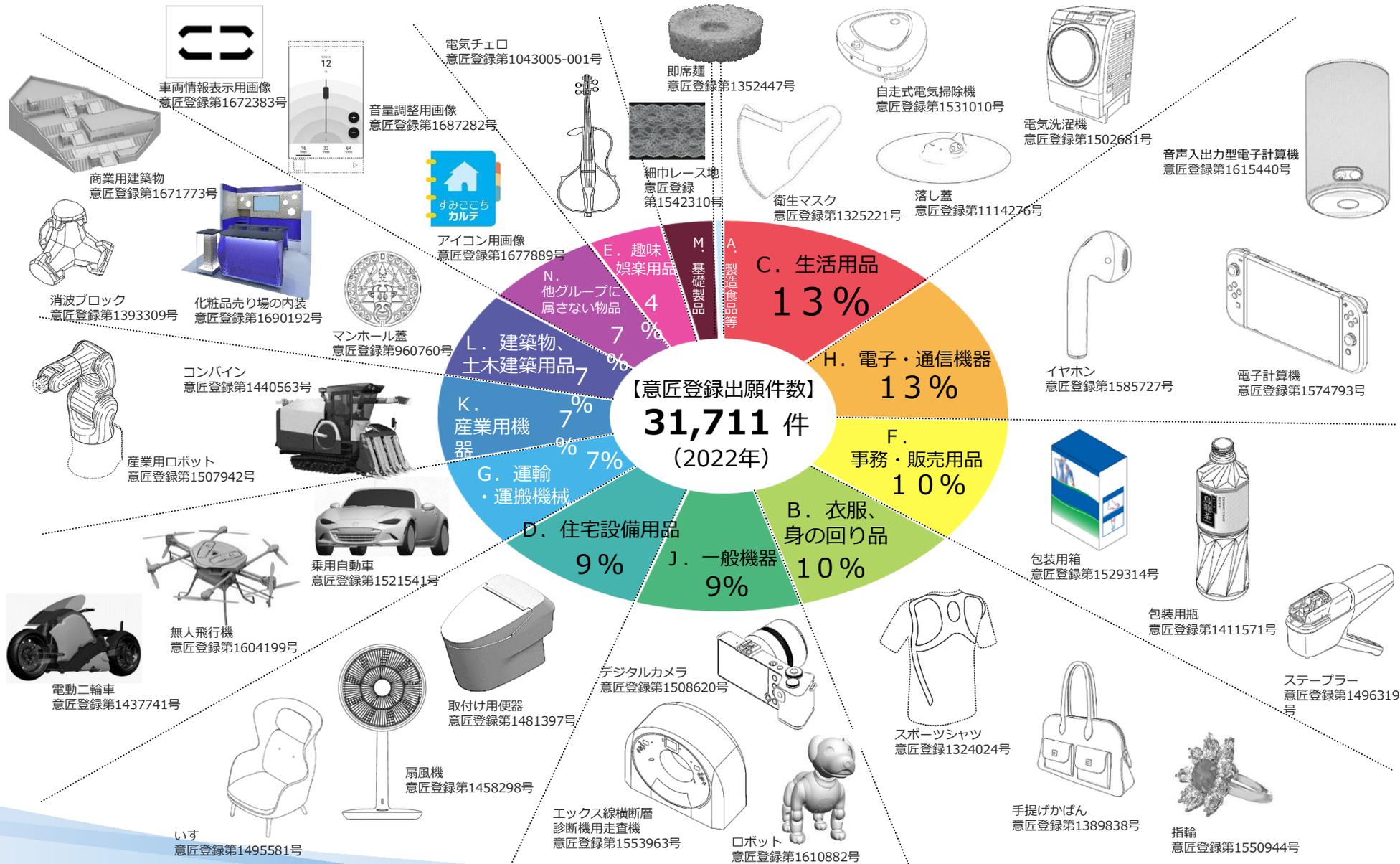


意匠登録第1671773号
商業用建築物



意匠登録第1687282号
音量調整用画像

1. 意匠制度の概要（2）分野別出願状況



1. 意匠制度の概要（3）意匠権

- 意匠権は、登録査定の後、登録料が納付され、設定の登録がされることにより発生します。
- 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠を実施する権利を専有します。
- 意匠の実施に当たる行為については、改正意匠法第2条第2項で、意匠に係る物品、建築物、画像のそれぞれごとに定められています。
- 登録意匠の範囲は、願書の記載と願書に添付された図面などに基づいて定められます。
- 意匠が類似するか否かの判断は需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われます。
- 意匠権の維持には1年ごとの登録料の納付が必要となります。

(参考) 意匠登録出願、権利維持にかかる費用

出願料：16,000円

登録料：1～3年目：8,500円（1年ごと）／4～25年目（※）16,900円（1年ごと）

※出願日が2020年3月31日以前の意匠登録出願の存続期間は設定登録から20年で終了します

1. 意匠制度の概要（4）侵害訴訟の例

- 裁判所に訴えを提起（意匠権侵害訴訟）することも可能。
- 損害賠償額が数億円に上った事例も存在。

「自動二輪車事件」

（昭和48年、東京地裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第146113号）



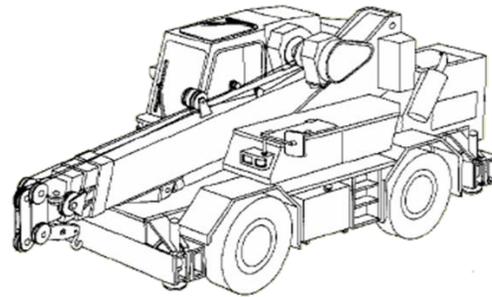
被告製品のデザイン

→損害賠償額 約7億6千万円を認定。

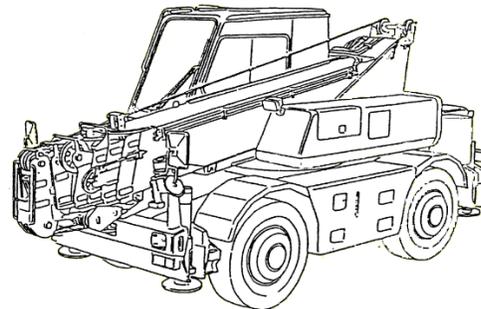
※当時の大卒初任給は3万円程度

「自走式クレーン事件」

（平成12年、最高裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第766928号）



被告製品のデザイン

→損害賠償額 約4億5千万円を認定。

「体組成測定器事件」

（平成27年、東京地裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第1425945号）



被告製品のデザイン

→損害賠償額 約1億3千万円を認定。

1. 意匠制度の概要（5）税関での活用例

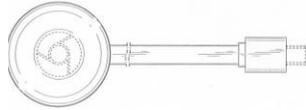
意匠権をもとに税関に対して輸入差止めを申し立てることが可能。

税関における輸入差止事例（令和4年）

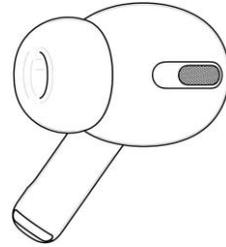
意
匠
権



財布
意匠登録1333558号



ストリーミング配信用
データ通信機
意匠登録第1584342号



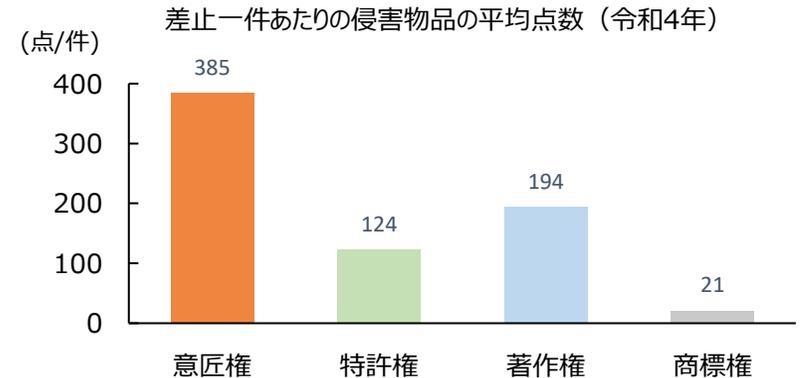
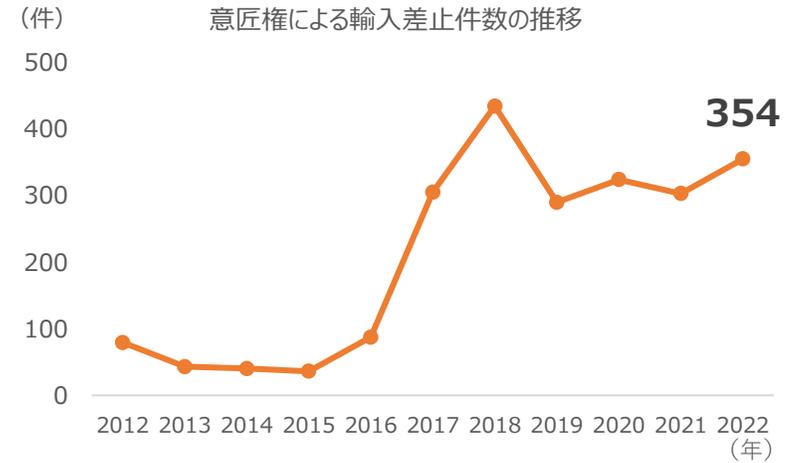
イヤホン
意匠登録第1667777号

差
止
品



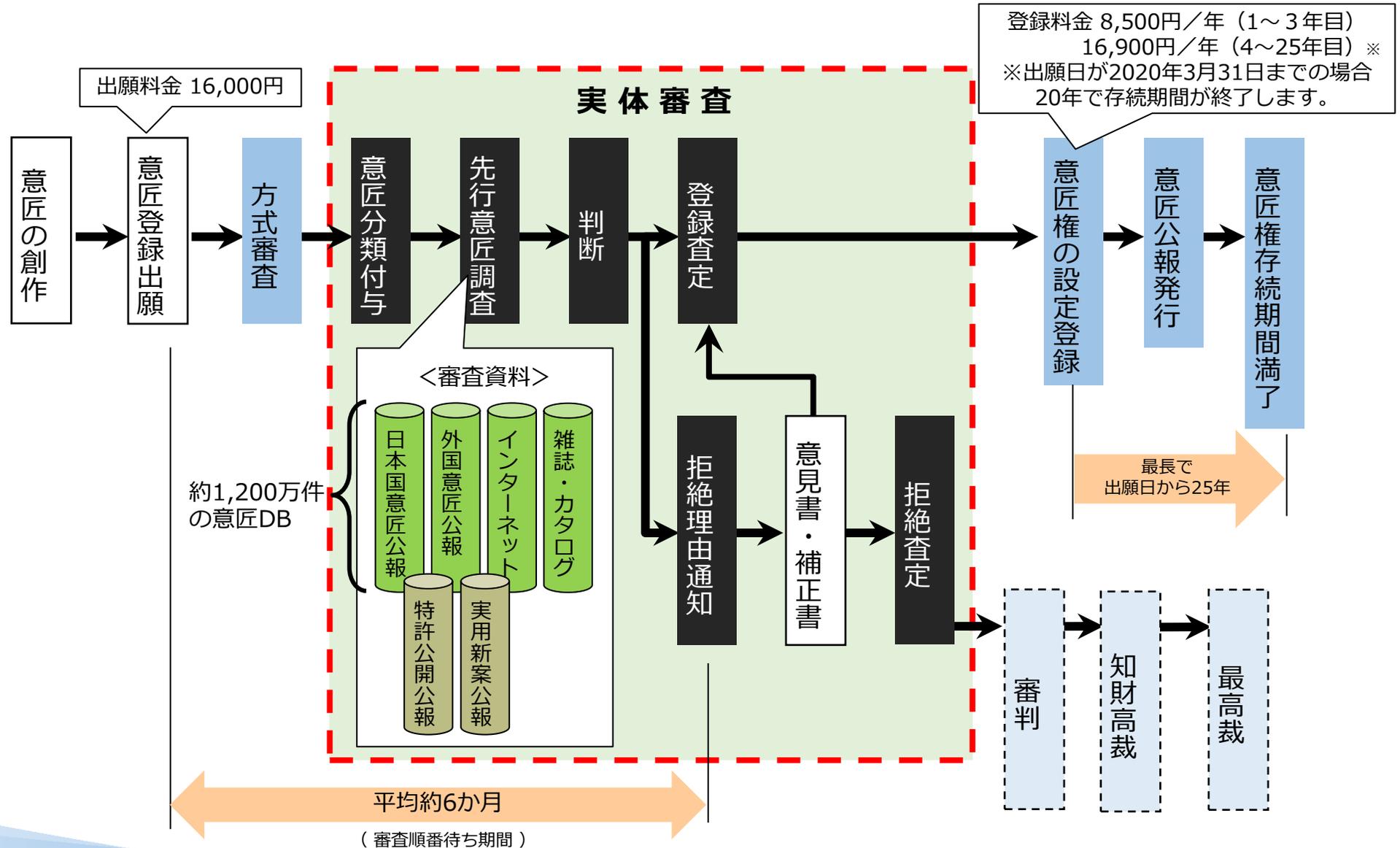
※「令和4年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（令和5年3月3日 財務省）を基に作成
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2022/index.htm

意匠権による輸入差止の実績



※「令和4年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（令和5年3月3日 財務省）等を基に作成
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2022/index.htm

1. 意匠制度の概要（6）出願から登録までの流れ

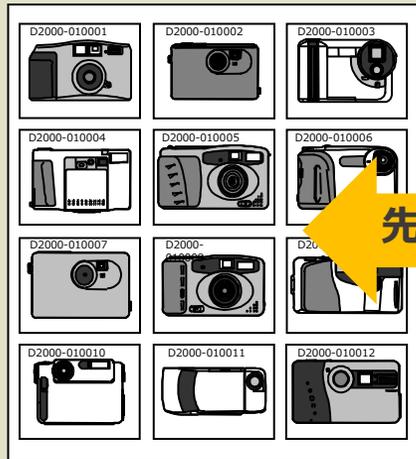


1. 意匠制度の概要（7）審査

意匠審査の仕組み

<審査対象案件>

50件程度～/月



<意匠検索・審査システム>

図面調整、資料整備、資料調査、判断・起案



<意匠検索データベース>

年間約30万件以上を収集・資料化

約1,200万件の審査資料



審査手法

● バッチ審査

→関係の深い物品分野の出願を一定期間まとめて審査

● 2サイクル審査/年

→F A6月台の達成

● 約6分野/人

審査スケジュール（例）

		〇〇年度												〇〇年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
出願時期	物品分野1				①								⑦												
	物品分野2					②							⑧												
	物品分野3						③						⑨												
	物品分野4							④						⑩											
	物品分野5									⑤					⑪										
	物品分野6											⑥				⑫									

意匠審査準備											①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
意匠審査												①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

1. 意匠制度の概要（8）主な登録要件

- 意匠法による保護を受けるためには、意匠法上の「意匠」であるだけでなく、法律に定められた所定の要件を満たす必要があります。

主な登録要件

- **一意匠一出願**（一意匠一出願の手続が遵守されていること）
- **工業上利用できる意匠であること**（意匠を構成するものであること／意匠が具体的なものであること／工業上利用することができるものであること）
- **新規性**（公知の意匠と同一／類似の意匠でないこと）
世界で最も新しい意匠かどうか → 「類否判断」
- **創作非容易性**（公知の意匠から容易に創作できた意匠でないこと）
〈例〉構成要素を置き換えた意匠、複数の意匠を寄せ集めた意匠など
- **先願**（同一／類似の意匠について最先の出願であること）
- **不登録事由**（公序良俗、必然的形状など）

1 意匠制度の概要

2 意匠審査基準の概要

- (1)意匠の認定
- (2)意匠ごとの出願
- (3)工業上利用することができる
意匠であること
- (4)新規性
- (5)創作非容易性
- (6)3条の2
- (7)先願
- (8)関連意匠

3 出願に伴う手続、特殊な出願

- (1)新規性喪失の例外規定の適用手続
- (2)秘密意匠
- (3)特殊な出願
- (4)意匠の国際登録制度

4 参考資料

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面などにより表して特許庁長官に提出しなければなりません（意匠法第6条）。

また、登録意匠の範囲を定める際は、願書の記載及び願書に添付した図面などにより表された意匠に基づいて行われなければならないとされています（意匠法第24条）。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面などの内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形状など（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形状などを除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形状などとして取り扱いません。

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面を総合的に判断して行います。

・意匠の用途及び機能

当該意匠に係る物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態などに基づき、用途及び機能を認定

・意匠の形状など

当該意匠に係る物品、建築物又は画像の形状などを認定

※以下については意匠の認定に使用しません

・願書又は願書に添付した図面などに該当しない書類

- ・特徴記載書
- ・優先権証明書
- ・意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書、など

※なお、参考図において、必要図に表されたものと異なる形状などが表されている場合は、当該参考図における形状などは、出願された意匠の形状などの認定の基礎としない。

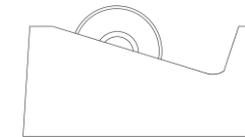
<願書>

【書類名】 意匠登録願
【整理番号】 ○○○○○
【提出日】 令和3年10月1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】 テープカッター
【意匠を創作した者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名】 特許 太郎
【意匠登録出願人】
【識別番号】 012345678
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 特許 太郎
【電話番号】 03-3581-1101
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
【提出書類の目録】
【物件名】 図面 1
(【意匠に係る物品の説明】)
【意匠の説明】
背面図は正面図と対称にあらわれるため省略する。

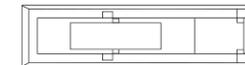
<願書添付図面>

【書類名】 図面

【正面図】



【平面図】



・(省略)

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

願書の記載事項

【意匠に係る物品】の欄

意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が何であるか、また、建築物や画像の用途が何であるかを記載する欄になります。

【意匠に係る物品の説明】の欄

意匠登録を受けようとする意匠に係る物品、建築物又は画像について、その使用の目的、使用の状態など、意匠の理解を助けることのできるような説明を記載します。

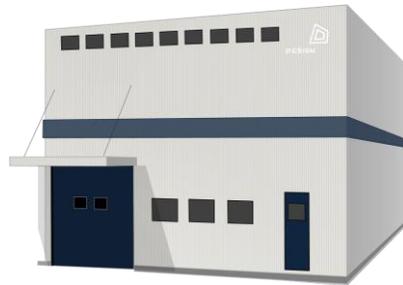
【意匠の説明】の欄

意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明、形状などが変化する場合の説明、他の図と同一又は対称であることに基づき図を省略する場合の説明など、願書に添付した図から意匠を認識する上で必要な説明を記載します。

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

建築物の用途、画像の用途も【意匠に係る物品】の欄に記載してください。
部分意匠の出願をする場合、【意匠に係る物品】の欄には、意匠登録を受けようとする部分の名称ではなく、**その他を含めた物品、建築物又は画像全体の名称を記載**してください。

【斜視図】



【意匠に係る物品】 **工場**

※説明の都合上、その他の願書の記載事項及びその他の図は省略した。

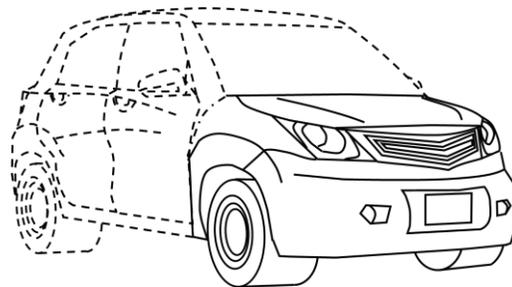
【画像図】



【意匠に係る物品】 **医療用測定結果表示用画像**

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

【斜視図】

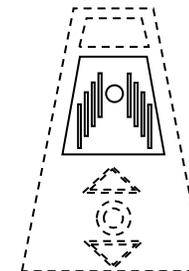


【意匠に係る物品】 **乗用自動車**

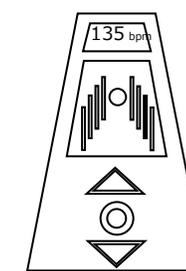
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【正面図】



【使用状態を示す参考正面図】



【意匠に係る物品】 **電子メトロノーム**

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

建築物の意匠に関する審査基準

「意匠に係る物品」の欄の記載方法

- ・ 「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途が明確となるものを記載する。

＜複数の棟が含まれる出願の場合の記載例＞

学校、商業用建築物、複合建築物 など・・・

＜単一の棟について出願する場合の記載例＞

住宅、寮、校舎、体育館、オフィス、研究所、工場、倉庫、ホテル、保養所、百貨店、量販店、飲食店、病院、保健所、公衆浴場、公衆便所、博物館、美術館、図書館、劇場、映画館、競技場、駅舎、車庫、神社、橋りょう、トンネル、鉄塔、ガスタンク など・・・

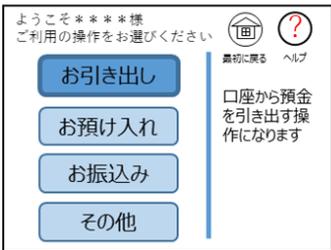
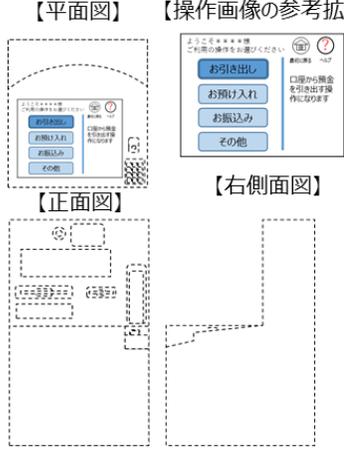
- ・ 様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

例) 【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

画像を含む意匠に関する審査基準

	画像意匠	物品などの部分に画像を含む意匠
【意匠に係る物品】	「～（ 画像の用途 ）用画像」と記載	物品の名称又は建築物の用途 を記載
図面	【画像図】（立体の場合は【画像○○図】）を用い、画像のみを表し、 物品や建築物の形状は描かない	【正面図】などを用い、画像を表示する 物品又は建築物の形状を含めて描く
願書及び図面の例	 <p>【画像図】</p> <p>ようこそ****様 ご利用の操作をお選びください</p> <p>お引き出し お預け入れ お振込み その他</p> <p>最初に戻る ヘルプ 口座から預金を引き出す操作になります</p> <p>【意匠に係る物品】 銀行取引用画像</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 画像図で表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのGUIである。</p> <p>【意匠の説明】 (なし)</p> <p>※願書のその他の記載は説明上省略した</p>	 <p>【平面図】 【操作画像の参考拡大図】</p> <p>お引き出し お預け入れ お振込み その他</p> <p>【正面図】 【右側面図】</p> <p>【意匠に係る物品】 現金自動預払機</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 表示部に表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのものである。</p> <p>【意匠の説明】 実線で描かれた部分が意匠登録を受けようとする部分である。</p> <p>※願書のその他の記載は説明上省略した</p>

(参考) 画像意匠として意匠登録を受ける場合の図面表現

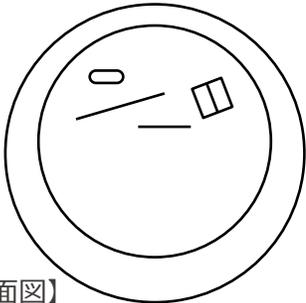
【画像図】



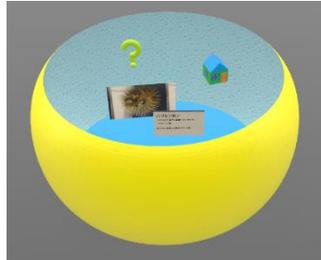
【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧などのデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直感的に計測結果の状況を知ることができる。
 ※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

■ 平面的な画像は【画像図】、立体的な画像は【画像○○図】で表してください。

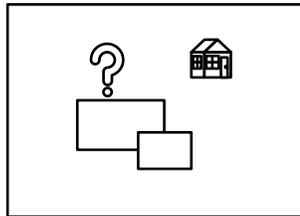
【画像参考平面図】



【画像参考斜視図】



【画像正面図】



【画像参考正面図】



【意匠に係る物品】 仮想空間用情報表示画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は、海中を模した仮想空間内で様々な情報を確認するためのアプリ画像である。空間内に配されたアイコンをクリックまたは注視することで、説明が表示される画像正面図右上の家を模したアイコンをクリックすることでトップ画面に戻ることができ、左上の「？」アイコンをクリックすることでさらなる追加情報を見ることができる。
 ※説明の都合上、その他の願書の記載事項やその他の図は省略した。

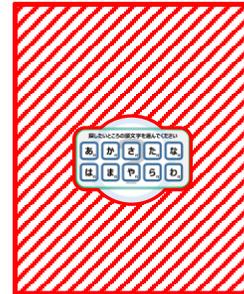
【画像正面図】 【画像背面図】 【画像参考斜視図】
 【画像左側面図】 【画像右側面図】 【画像斜視図】



【画像展開図】



【画像参考展開図】



【意匠に係る物品】 案内用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。画像正面図、画像背面図、画像右側面図、画像左側面図及び画像斜視図で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を画像展開図で示す。画像参考斜視図及び画像参考展開図において赤色ハッチングを施した個所は透明である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

意匠登録を受けようとする場合は、意匠ごとに出願しなければならない、という一意匠一出願の要件は、1つの意匠について意匠権を1つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものです。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみとなります。

したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはなりません。

このため、意匠法第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていません。このような事情に鑑み、審査官は、1つの出願に2つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意しています。

上記の要件に加えて、1つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件も規定されています。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合、
二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断します。

- (1) 二以上の物品などを願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面などにおいて二以上の物品などを表した場合
(数個の物品などを配列したものの場合を含む。)
ただし、組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願である場合を除く。
- (3) 1つの物品などの中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

物理的に分離した複数の構成要素からなる物品などの扱い

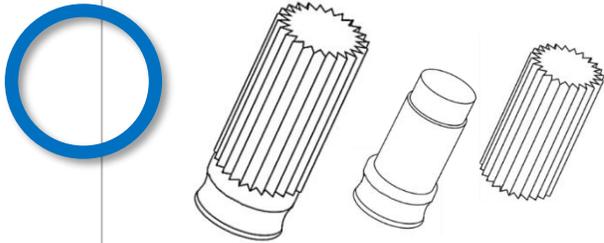
・物理的に分離した複数の構成要素を含む物品などについて、それら全ての構成要素が**一の特定の用途及び機能を果たすために必須**のものである場合、全体を一物品などと判断します。

・物理的に分離した複数の構成要素を含む物品などについて、それら全ての構成要素が、**特定の用途及び機能を果たすために**（必須とまではいえない）**何らかの結びつきがある**場合、以下の点も考慮して一の意匠か判断します。

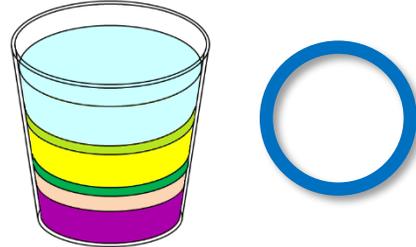
- ① 全ての構成要素が、一の形状などとしてのまとまりがあるか否か
- ② 社会通念上一体的に実施がなされ得るものであるか否か
- ③ **社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状などの密接な関連性を持って一体的に創作がなされているものであるか否か**

物理的に分離した複数の構成要素からなる物品などが一意匠と判断される例

【意匠に係る物品】 容器付き固形のり



【意匠に係る物品】 容器付きゼリー

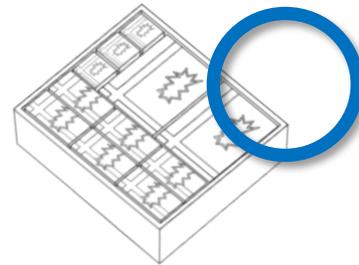


【意匠に係る物品】 トランプ

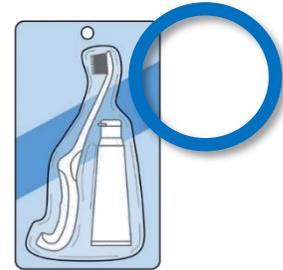


③において一意匠と判断される例

【意匠に係る物品】
詰め合わせクッキー及び
食卓用皿入り包装用容器



【意匠に係る物品】
歯磨き粉、包装用容器
付き歯ブラシ



※複数の構成物が表されているが、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状などの密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取扱う。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

建築物の意匠に関する審査基準

建築物の意匠ごとの出願（図面などに複数の構成物が表されている場合の判断）

- (1) 図面などに複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断する。（例：中央で分離した可動橋）
- (2) 当該結びつきが強固ではない場合（注）であっても、以下に該当する場合は一意匠として取り扱う。
- ① 近接して建設することを考慮して形状などの関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされた場合
 - ② 社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合（例：学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物）
- （注）人が内部に入り、一定時間を過ごすという共通性のみがある場合など
- (3) 一の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合、二以上の建築物と判断（例：住宅と電波塔）

建築物または土地に固定したものが表されている場合の扱い

社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。（例：ウッドデッキ、門柱、敷設ブロック）

植物や石などの自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。（例：建築物の外壁に固定したグリーンウォール、建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物、ホテルに付随する前庭の植物）

画像が表されている建築物の扱い

建築物に固定した画像表示器などの表示部に意匠法上の画像が表示されている場合は、建築物の付属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱います。（例：建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像）

照明器具の光によって生じる模様が表されている建築物の扱い

建築物に固定した照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁などに模様が表されている場合は、建築物自体の模様と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱います。

(参考) 一の出願に複数の画像が表示されている場合

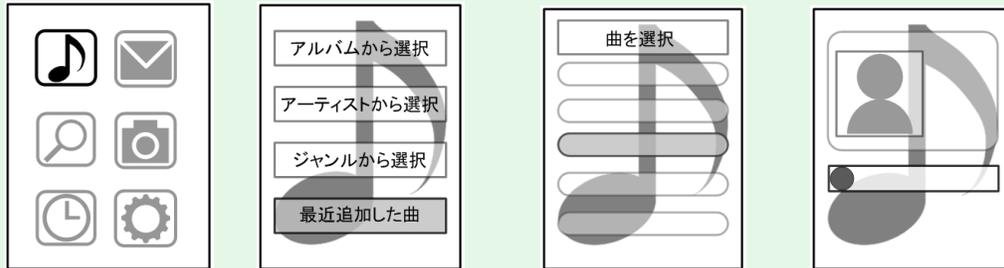
変化する画像として一意匠と認められる例



【意匠に係る物品】銀行取引用画像
 【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図1～3に表された画像は、振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。
 (注) 本事例は背景などにおいて形状などの関連性が認められるものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

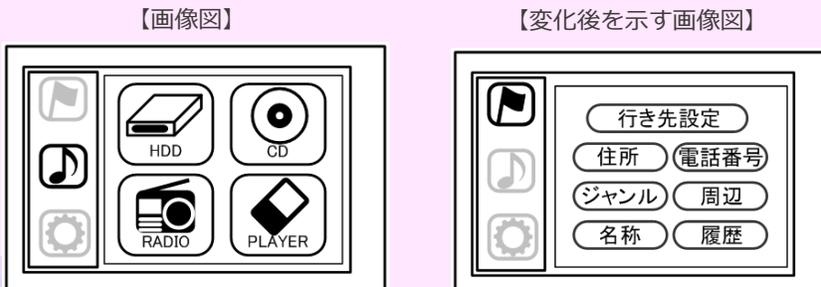
【画像図】 【変化後を示す画像図1】 【変化後を示す画像図2】 【変化後を示す画像図3】



【意匠に係る物品】機能選択用画像
 【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。変化後を示す画像図3は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

変化する画像として一意匠と認められない例



【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像
 【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。
 変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、**同一の機能のための画像とは認められない。**

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

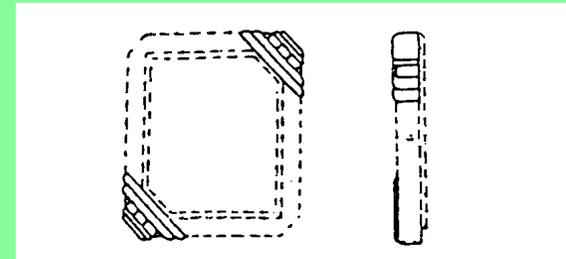
物理的に分離した2以上の部分が含まれる場合であっても、

- ・ **形状などの一体性又は機能的な一体性がある場合や、**
- ・ **ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的なまとまりを有する部分を「その他の部分」とした場合「一意匠」と判断します。**

物理的に分離した2以上の部分が一意匠と判断される例及び一意匠とは判断されない例

形状などの一体性がある場合

例：「腕時計用側」



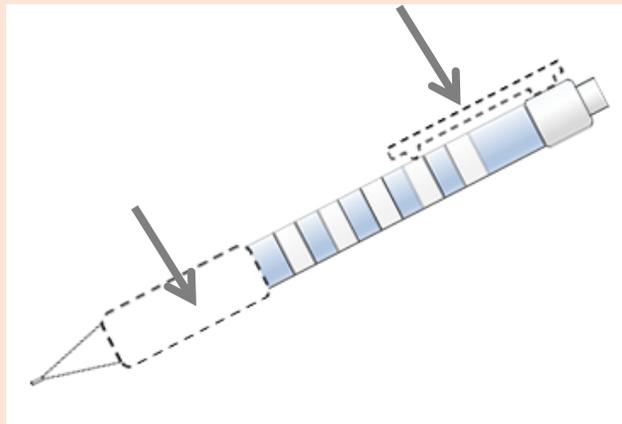
機能的な一体性がある場合

例：「理容用はさみ」



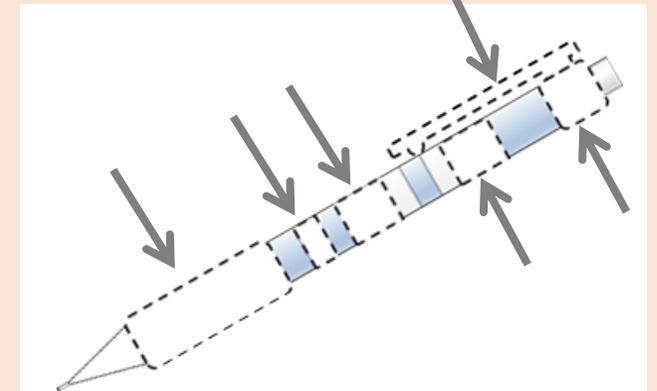
ある用途及び機能を果たすための部分や、形状などのまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合

例：「シャープペンシル」



~~×~~ ある用途及び機能を果たすための部分や、形状などのまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものは認められない場合

例：「シャープペンシル」



2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

用途及び機能の明確性についての判断基準

「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面などを総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の**物品などの用途及び機能を詳細に認定可能な場合**は、意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるものと判断します。

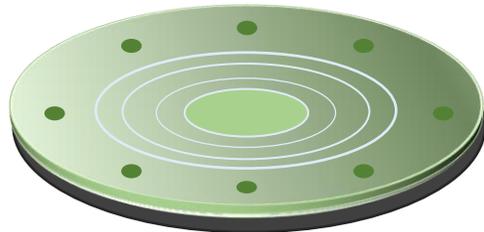
「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、意匠に係る物品などの用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面などを総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

事例1

【意匠に係る物品】 食器

【意匠に係る物品の説明】 本願の物品は、食卓用皿である。

【斜視図】



本事例では、【意匠に係る物品】 【意匠に係る物品の説明】の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品などの用途及び機能を明確に認定することが可能である。

事例2

【意匠に係る物品】 履きもの

【意匠に係る物品の説明】 （記載なし）

【斜視図】



本事例では、【意匠に係る物品】の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品などの用途及び機能を明確に認定することが可能である。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

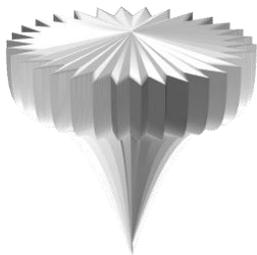
審査官は、意匠登録出願が、以下に該当する場合は、出願された意匠の意匠に係る物品などの用途及び機能が不明確なものと判断します。

- 【意匠に係る物品の欄】の記載が、意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの（日本語以外の言語で、日本語として一般名称化していないものなど）
- 【意匠に係る物品の欄】の記載から用途及び機能を何ら認定することができないもの（例：「物品」、「もの」）
- 願書の記載及び願書に添付した図面などを総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品などの用途及び機能を明確に認定することができないもの

願書の記載及び願書に添付した図面などを総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品などの用途及び機能を明確に認定することができないものの例

事例1

【意匠に係る物品】産業用部品
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品などの用途及び機能を明確に認定することができない。

事例2

【意匠に係る物品】装飾部品
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのかなど、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品などを明確に認定することができない。

事例3

【意匠に係る物品】支持フレーム
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるかなど、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品などの用途及び機能を明確に認定することができない。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

意匠に係る物品などの例

ユーザーが出願する際の記載の参考となるよう、意匠に係る物品などを例示した一覧表を「意匠登録出願の願書及び図面などの記載の手引き」の別添として特許庁ウェブサイトに掲載中

意匠に係る物品などの例

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/h23_zumen_guideline/appendix_01.pdf

－ 食料品		関連する主な日本意匠分類 (ご参考)
(意匠に係る物品など)		
製造食品	ハンバーグ	A1-1台
	アイスクリーム	
	ソフトクリーム用可食容器	
	かまぼこ	
	のり	
	固形砂糖	
	乾麺	
	パン	
	パスタ	
	クラッカー	
	煎餅	
	あられ	
	まんじゅう	
	もなか	
	スナック菓子	
	ケーキ	
	ドーナツ	
	キャンディ	
チョコレート		
固形スープ		
こんにゃく		
寿司		

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

組物の意匠に関する審査基準

意匠法第8条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定しています。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第7条）、1つの意匠として出願することができるのは1つの物品などであることが原則です。

しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品などについて統一感を持たせた創作が行われることも多くあります。

これを受け、同法第8条は、二以上の物品、建築物又は画像から構成されるものであっても、それらの構成物品などに全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定しています。

また、同法第2条は、物品などの部分についても意匠登録の対象となる旨を規定していますが、組物の意匠も例外ではありませんので、組物の意匠についても部分意匠として意匠登録を受けることができます。

意匠法施行規則別表に掲げる品目	
	23 一組の運動競技用品セット
	24 一組の楽器セット
1 一組の食品セット	25 一組の教習具セット
2 一組の嗜好品セット	26 一組の事務用品セット
3 一組の衣服セット	27 一組の販売用品セット
4 一組の身の回り品セット	28 一組の運搬機器セット
5 一組の美容用具セット	29 一組の運輸機器セット
6 一組の繊維製品セット	30 一組の電気・電子機器セット
7 一組の室内装飾品セット	31 一組の電子情報処理機器セット
8 一組の清掃用具セット	32 一組の測定機器セット
9 一組の洗濯用具セット	33 一組の光学機器セット
10 一組の保健衛生用品セット	34 一組の事務用機器セット
11 一組の飲食用容器セット	35 一組の販売用機器セット
12 一組の調理器具セット	36 一組の保安機器セット
13 一組の飲食用具セット	37 一組の医療用機器セット
14 一組の慶弔用品セット	38 一組の利器、工具セット
15 一組の照明機器セット	39 一組の産業用機械器具セット
16 一組の空調機器セット	40 一組の土木建築用品セット
17 一組の厨房設備用品セット	41 一組の基礎製品セット
18 一組の衛生設備用品セット	42 一組の建築物
19 一組の整理用品セット	43 一組の画像セット
20 一組の家具セット	
21 一組のペット用品セット	
22 一組の遊戯娯楽用品セット	

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

組物の意匠に関する審査基準

構成物品などに物品、画像、建築物を組み合わせた組物の意匠については、願書の意匠に係る物品の欄には、以下のように記載してください。

複数の物品などを組み合わせた組物の意匠の出願方法

	物品	建築物	画像
物品	一組の〇〇セット (主たる物品を優先して別表から選択)		
建築物	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の建築物	
画像	一組の〇〇セット (物品を優先して別表から選択)	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の画像セット

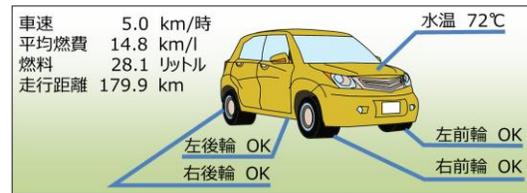
※ 物品、建築物及び画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「一組の建築物」とする。

物品と画像からなる組物の意匠の例



【斜視図】

乗用自動車



【画像図】

乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】

一組の運輸機器セット

【意匠に係る物品の説明】

画像図に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧などの情報を表示させるものである。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

組物の意匠に関する審査基準

組物全体として統一があるものと判断する場合の例

（部分意匠の場合、全ての構成物品などの意匠登録を受けようとする部分が以下に該当する必要があります）

- （1）各構成物品などの形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合
- （2）各構成物品などにより組物全体として1つのまとまった形状又は模様が表されている場合
- （3）各構成物品などの形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合

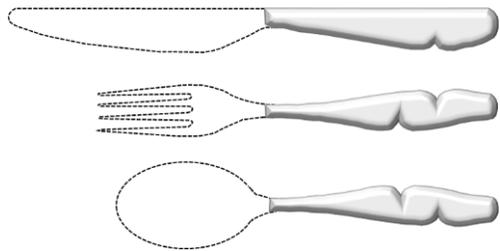
2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

組物の意匠に関する審査基準

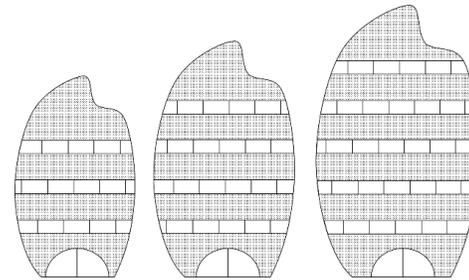
同じような造形処理で表されている場合の例

形状による統一がある場合の例

【事例1】一組の飲食用具セット



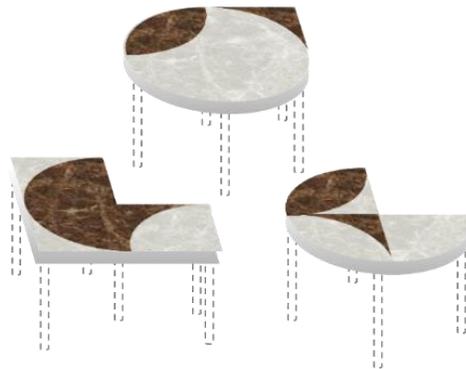
【事例2】一組の建築物



【意匠に係る物品の説明】 この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

模様による統一がある場合の例

【事例】一組の家具セット



2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

組物の意匠に関する審査基準

同じような造形処理で表されている場合の例

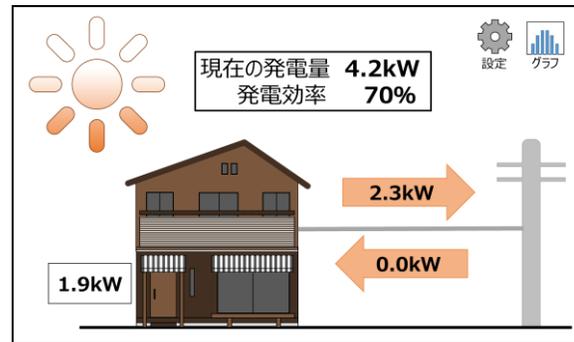
形状及び模様による統一がある場合の例

【事例1】一組の建築物

太陽光発電パネル付き家屋



発電量表示用画像



【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像により構成されるものである。画像図に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

【事例2】一組の運輸機器セット

乗用自動車



乗用自動車用情報表示画像



【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、乗用自動車と、乗用自動車用表示画像により構成されるものである。画像図に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧などの情報を表示させるものである。

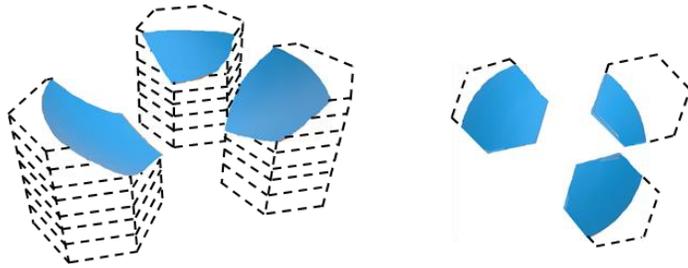
2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

組物の意匠に関する審査基準

全体として1つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例

形状による統一がある場合の例

【事例】一組の建築物

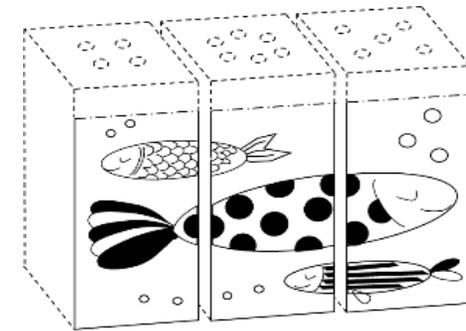


【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成される。

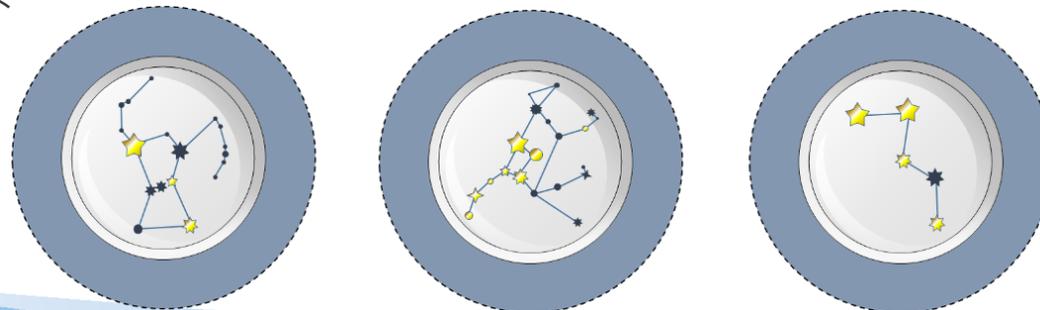
模様による統一がある場合の例

【事例】一組の飲食用容器セット



物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例

【事例】一組の飲食用容器セット



2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

「内装の意匠」として、意匠法第8条の2の適用を受けられる要件は以下のとおりです。
(各要件の詳細は次頁以降に記載)

「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件

1. 店舗、事務所その他の施設の内部であること
 - 1-1. 店舗、事務所その他の施設に該当すること
 - 1-2. 内部に該当すること
2. 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 - 2-1. 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 - 2-2. 複数の物品などから構成されるものであること
3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

(内装の意匠)

第八条の二

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

店舗、事務所その他の施設の内部であること 店舗、事務所その他の施設に該当すること

意匠法第8条の2には、内装の意匠対象として、「店舗」や「事務所」に加え、「その他の施設」が規定されています。

この「その他の施設」には、意匠法の法目的（意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する）に照らし、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅※など、**人がその内部に入り一定時間を過ごすためのあらゆる施設が含まれます。**

また、「施設」との語は、その対象が不動産に限られないことから、「施設」には、**不動産に加え動産も含まれます。**

※意匠権者は登録意匠これに類似する意匠の実施をする権利を占有するが、業として実施する場合に限られる（意匠法第23条 意匠権の効力）

「店舗、事務所、その他の施設」に該当するための要件

- ・ 審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合には、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断します。
- ・ 上記の要件を満たすものである場合は動産を含みます。
(例：客船、各種の車両、旅客機 など)

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

店舗、事務所その他の施設の内部であること
内部に該当すること

意匠法第8条の2が、「施設の内部の設備及び装飾を構成する」と規定していることに照らし、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、出願に係る意匠が、**施設の内部を主としたもの**でなければなりません。

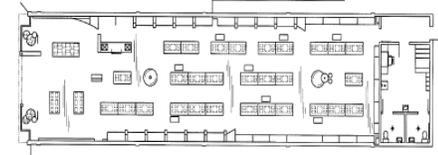
他方、施設内外のつながりを考慮した内装の創作があることをふまえ、**必ずしも内部空間全体が完全に閉じている必要はなく、開口部及び施設の内部に連続し、これらに付随する外部が含まれていてもよいものと判断します。**

なお、意匠法上の意匠は「視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」ことから（2条）**当該施設の利用者が、通常の使用状態において視認することのない範囲は除きます。**

「内部に該当すること」を満たすための要件

- 施設の内部を主としたものであること。ただし、開口部及び施設の内部に連続し、それに付随する外部が含まれていてもよい。

(参考) 米国の意匠特許例
店舗正面のファサードやディスプレイデザインを含む
「店舗の内装」
USD638,139
Store Interior with a Storefront



- 保守などの目的でしか内部に入ることが無いもののように、当該施設の用途に照らした通常の使用状態において、その施設の利用者が肉眼によって視認することのない範囲のものを除く。

(例：ガスタンクの内部、コンクリートミキサー車の内部、天井裏、壁裏、床下の空間、パイプスペースなど)

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

意匠法第8条の2が「施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像」と規定していることから、**「内装の意匠」に含めることができるのは、意匠法上の物品、建築物又は画像**に限られます。

「内装の意匠」を構成するとして適切なものの例

- ・机、椅子、ベッド、衝立などの家具類
- ・陳列棚などの什器類
(販売商品などが含まれていても可)
- ・照明器具など
- ・内装の意匠を構成する建築物に備え付けられたモニターに表示される画像や、同様に備え付けられたプロジェクターから当該建築物の壁面に投影される画像など

※自然物の扱い
内装の意匠に建築物が含まれている場合、当該建築物の意匠の一部を構成する自然物などは、内装の意匠の一部を構成する。

「内装の意匠」を構成するとして不適切なものの例

■ 意匠法上の意匠に該当しないもの

- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物（ただし造花は物品の意匠に該当する。）
- ・蒸気、煙、砂塵、火炎、水（ただし保形性ある容器に入ったものは除く）など、不定形のもの
- ・内装空間を演出する香りや音
- ・自然の地形そのもの

ただし、願書の記載または図面などの描き分けにより、「内装の意匠」を構成しないものが明確な場合は、拒絶理由の対象とせず、当該内装の意匠を構成しないものの削除も要しない。

これらの記載がなく、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれると判断される場合、8条の2に基づく拒絶理由を通知する。

※照明の扱いについて

照明器具が点灯などすることにより、内装自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該色彩や模様についても、出願に係る意匠の形状などを構成する要素として取り扱います。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

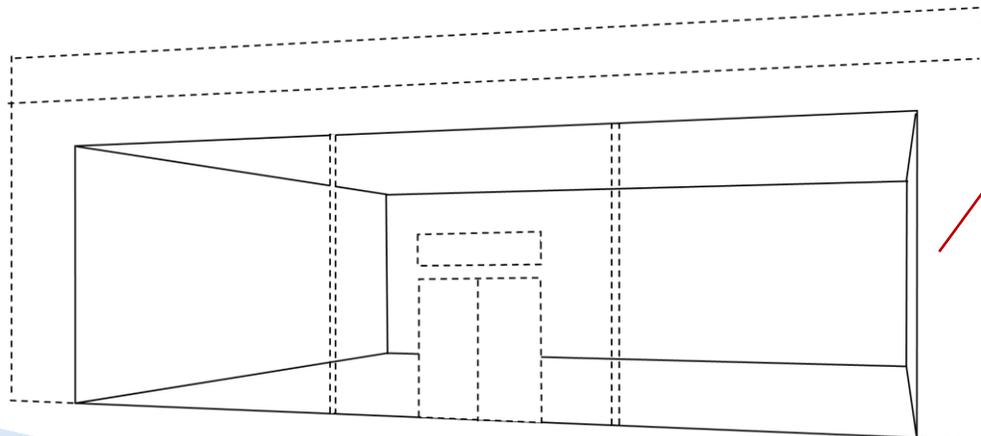
内装の意匠に関する審査基準

複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
複数の物品などから構成されること

意匠法第8条の2は、一物品など一出願の例外であり、複数の物品などから構成される内装について、一意匠として意匠登録を受けることができるものです。

よって、**複数の物品などから構成されると認められないものは、内装意匠として意匠登録を受けることができません。**

ただし、一意匠で構成されており、意匠法第8条の2が適用されず、内装の意匠として認められない場合であっても、「建築物の内部」の部分意匠として、意匠登録を受けることができる可能性があります。



「建築物の内部」の部分意匠として意匠登録を受けようとする例

特許庁

※本事例は、建築物の内部の部分意匠に係る出願例を説明するためのものであり、新規性や創作非容易性など、その他の登録要件を満たすことを示すものではない。

この事例では、建築物の内部の意匠が1つ表されているのみで、複数の物品などから構成されるものとは認められません。

※内部に什器が1つ以上加わった場合は、複数の物品などから構成されるものと認められます。

複数の物品などが否かの考え方

審査官は、図面上、床、壁、天井を含め、視覚的に複数の物品などとして開示されていれば、複数の物品などから構成されるものと判断します。
また、内装の一部分について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分のみならず、意匠登録を受けようとする部分以外の部分も含めて本要件を判断します。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

意匠法第8条の2は、「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件として「**内装全体として統一的な美感を起こさせるとき**」と規定しています。

本要件を満たすためには、**出願された内装の意匠が、意匠全体として視覚的に1つのまとまりある美感を起こさせるものであることが必要**となります。

他方、複数の物品を含めて1つの意匠として出願することを許容しつつも、それらの配置については意匠の構成要素としない組物の意匠（意匠法第8条）の場合と異なり、内装の意匠の場合は、意匠全体として視覚的に1つのまとまりある美感を起こさせると判断できる場合は、各々の構成物品などの全てに統一的な形状などが表されている必要はありません。

「内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること」との要件の判断に係る具体的な考え方

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠全体として視覚的に1つのまとまりある美感を起こさせるものである場合には、本要件を満たしていると判断します。他方、出願された意匠が上記の要件を満たしている場合には、各々の構成物品などの全てに統一的な形状などが表されているか否かについては不問とします。

なお、出願に係る意匠が物品などの部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、意匠登録を受けようとする部分において、上記の要件を満たしているか否かを判断します。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例、起こさせないものの例は以下のとおり。

内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物などに共通の形状などの処理がされているもの
- ② 構成物などが全体として1つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物などに観念上の共通性があるもの
- ④ 構成物などを統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が1つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状などが視覚的に1つのまとまりある美感を起こさせるもの

内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないのは、以下に限られるものでない。

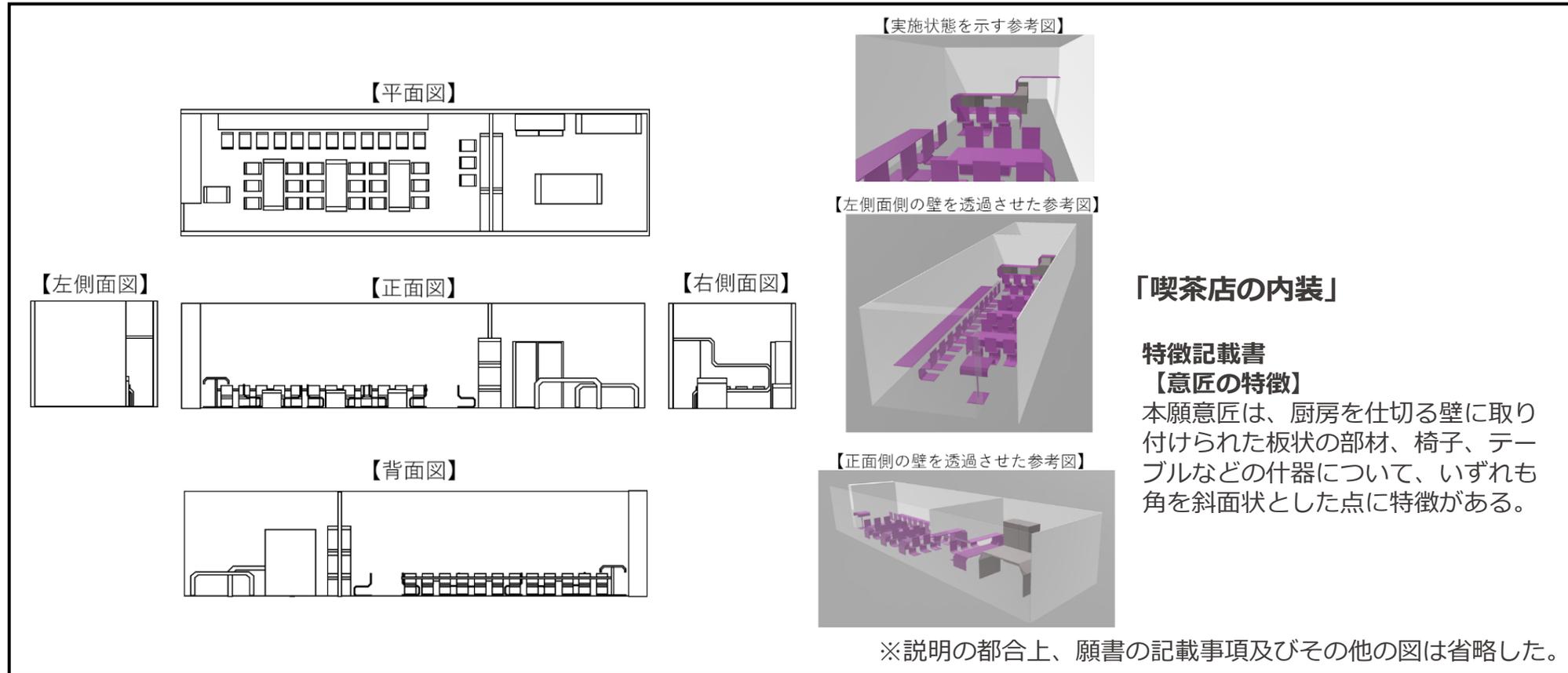
- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表わされていないもの

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

構成物などに共通の形状などによる処理がされているものの例 「喫茶店の内装」



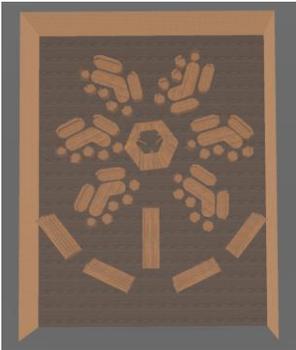
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性など、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

構成物などが全体として1つのまとまった形状又は模様を表しているものの例 「図書館用図書室の内装」

【平面図】



【図書館用図書室の内装】

特徴記載書
【意匠の特徴】
本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

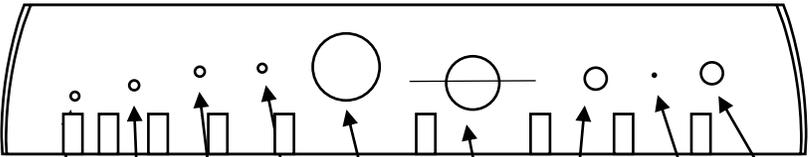
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

構成物などに観念上の共通性があるものの例 「博物館用渡り廊下の内装」

【正面図】



【内壁を取り除き各部の名称を示した参考正面図】



水星 金星 地球 火星 木星 土星 天王星 海王星 冥王星

【博物館用渡り廊下の内装】

特徴記載書
【意匠の特徴】
本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

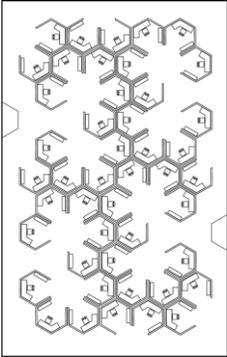
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

構成物などを統一的な秩序に基づいて配置したものの例 「オフィスの内装」

【平面図】



特徴記載書
【意匠の特徴】
本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるよう集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「オフィスの内装」

内装の意匠全体が1つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状などが視覚的に1つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例



FIG.1

「Boutique interior」
米国の意匠特許 USD395,521
本願意匠は、ハイエンドなブランドの商品やサービスを提供する空間として、角張った張りのある矩形を基本にすべての構成物を造形し、各構成物を格子状に床及び壁に密に配することで、内装空間全体を精緻かつ清潔感あるイメージで統一したものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性など、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

二以上の内装の意匠を表したものであるか否かの判断

（1）意匠に係る物品の欄に二以上の施設が記載されている場合

審査官は、二以上の内装の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

（2）図面に複数の空間が表されている場合

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面などにおいて表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否かを判断する際は、当該内装の意匠が、一の空間に係るものであるか否かとの観点から検討する。一の意匠として一の出願に含めることができるのは、原則として、内装の意匠が、空間を仕切る壁などにより分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。よって、審査官は、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。ただし、空間を仕切る当該壁などが、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合などは、一の空間として取り扱う。

このような空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののよう、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。

また、審査官は、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状などが一体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

内装の意匠には、その用途を実現するために下記の例のように形状、模様、若しくは色彩が変化するものが存在します。

よって、**一の用途に基づいて、形状などが変化する内装については、当該変化の前後の形状などを含め、一の内装として取り扱います。**ただし、当該変化が、1つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られます。

一の用途に基づいて形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の例

- ・ 壁面格納式の仮眠用ベッドを備えた「貸しオフィスの内装」
- ・ 可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」

形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の意匠の取扱い

内装の意匠には、その用途を実現するために、形状、模様、若しくは色彩が変化するものが存在する。そこで、一の用途に基づいて、形状などが変化する内装については、当該変化の前後の形状などを含め、一の内装の意匠として取り扱う。

ただし、当該変化が、1つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られる。

例えば、可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」などがこれに該当する。なお、内装の意匠の構成物として含まれる画像や、照明器具などの変化についても同様の考え方で判断する。

一方、内装の意匠の構成物の多くが、程度の差はあるものの、実際には動かせるものである。しかしながら、意匠法第8条の2は、内装の意匠の構成物の配置も含めた美感を保護するものであるから、各構成物の配置が異なる意匠は、別個の独立した意匠創作として取り扱う。よって、構成物の配置が異なる内装の意匠が図面に複数表されている場合は、二以上の内装を包含した意匠登録出願と判断する。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

内装の意匠に関する審査基準

「意匠に係る物品」の欄の記載方法

- ・ 内装の意匠であることが明確となるよう「**○○の内装**」又は「**○○用内装**」と記載してください。
- ・ 内装の具体的な用途が明確となるものを記載してください。なお、施設内には様々な内装があることを考慮し、図面に表された**内装空間そのものの用途がわかるよう記載してください**。
- ・ オフィス空間に併設しているカフェなど、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途、又は各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明してください。

例) 【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィス空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や商談などに使用される。

内装の意匠に係る、「意匠に係る物品」の欄の記載例

※これらは記載の一例であって、実際の出願では以下の例に限られるものではない。

■ 商業・オフィス空間

レストランの内装、カフェの内装、オフィスの執務室の内装、食料品店の内装、ドラッグストアの内装、ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、宝飾品店の内装、楽器店の内装、書店の内装、自動車ショールームの内装、理美容室の内装、クリーニング店の内装、旅行代理店の内装、不動産屋の内装、金融機関の内装、映画館の客席の内装、ゲームセンターの内装、ボーリング場の内装、スポーツジムのトレーニングルームの内装、ホテル客室の内装、旅館の浴場の内装…など

■ 住空間

住宅用リビングの内装、住宅用キッチンの内装、住宅用寝室の内装、住宅用バスルームの内装、住宅用トイレの内装…など

■ 教育・医療空間

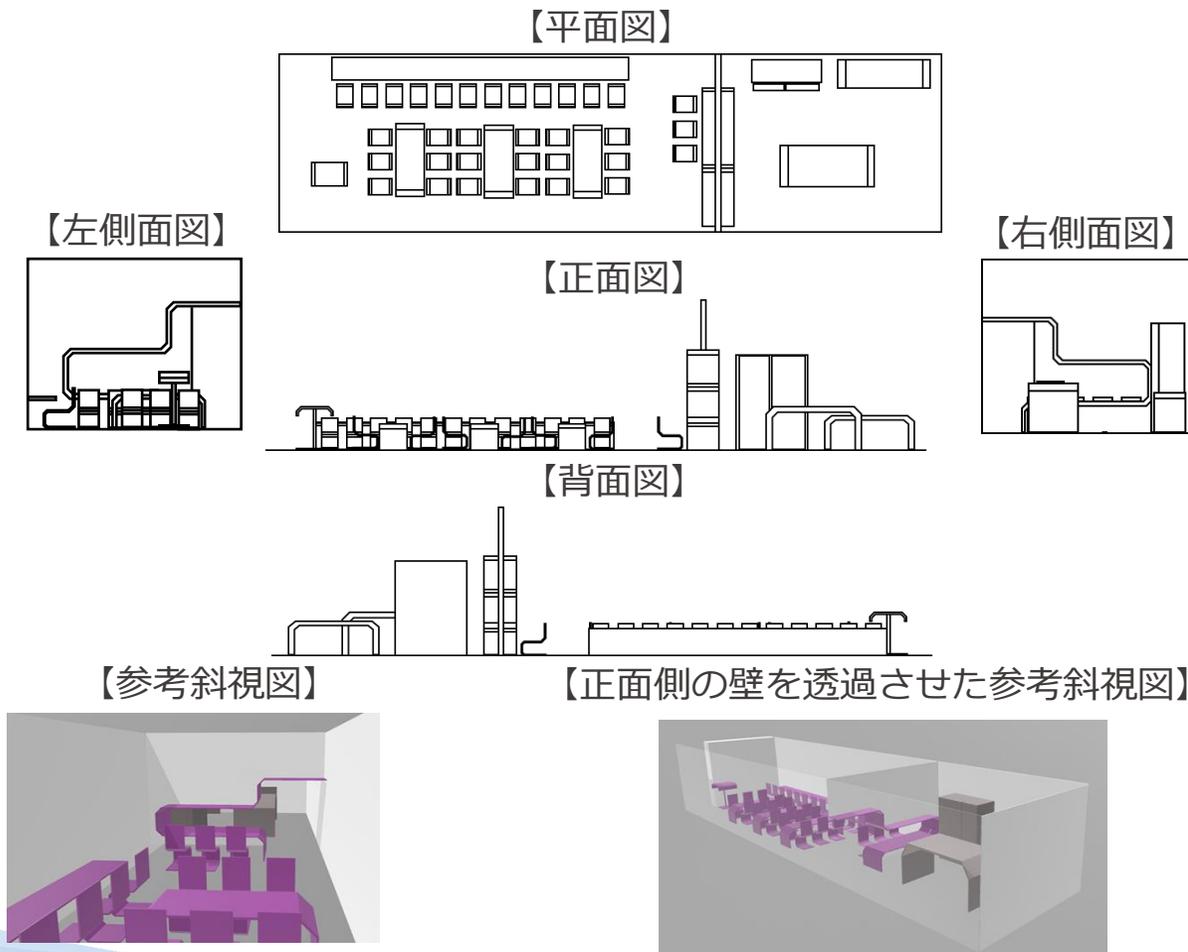
学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など

■ 交通関係空間

空港ターミナルロビーの内装、航空機の客室の内装、地下鉄用プラットホームの内装、観光列車用内装、バスターミナルロビーの内装、客船用客室の内装など

(参考) 内装の意匠について意匠登録を受ける場合の図面表現

- 施設の内部であることを表すための壁、床又は天井の一面以上を描く必要があります。
- 特徴記載書を提出し、意匠の特徴を表すことを推奨します。



【意匠に係る物品】 喫茶店の内装

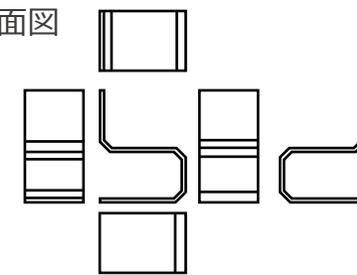
特徴記載書

【意匠の特徴】

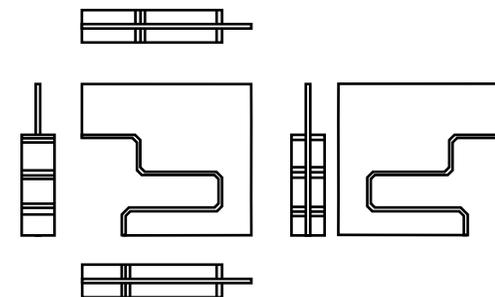
本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブルなどの什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

【説明図】

椅子の六面図



間仕切り壁の六面図



2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること

意匠法第3条第1項柱書は、工業上利用することができる意匠の創作をした者が、その意匠について意匠登録を受けることができることを規定しています。

意匠法における「意匠」は、意匠法第2条第1項において、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状など」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状など又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限る。画像の部分を含む。（中略）以下同じ。）」と定義されています。

この定義にいう「意匠」に該当しないものについては意匠登録を受けることができません。また、この定義にいう「意匠」に該当するものであっても、意匠登録を受けようとする意匠は、工業上利用することができる意匠でなければなりません。

（意匠登録の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一～三 (略)

2 (略)

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

工業上利用することができる意匠に該当するための要件

■ 意匠法上の「意匠」を構成するものであること

- (イ) 物品、建築物又は画像と認められるものであること
- (ロ) 物品、建築物又は画像自体の形状などであること
- (ハ) 視覚に訴えるものであること
- (ニ) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること
- (ホ) 物品など全体の形状などの中で一定の範囲を占める部分であること

■ 意匠が具体的なものであること

- (イ) 意匠に係る物品などの使用の目的、使用の状態などに基づく用途及び機能
- (ロ) 意匠に係る物品などの形状など

■ 工業上利用することができるものであること

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

■ 意匠法上の「意匠」を構成するものであること

意匠とは、物品若しくは建築物の形状など又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものです（意匠法第2条第1項）。このため、意匠登録出願されたものは、以下の全てを満たす必要があります。

（イ）物品、建築物又は画像と認められるものであること

物品：有体物のうち、市場で流通する動産。

建築物：①土地の定着物であること、②人工構造物であること。土木構造物を含む。

画像：①物品又は建築物の一部でないこと、②操作画像又は表示画像に該当すること

※物品又は建築物の表示部に示された画像は、物品又は建築物の部分として取り扱われる

（ロ）物品、建築物又は画像自体の形状などであること

その形状などを維持することが可能なもの

（ハ）視覚に訴えるものであること

（ニ）視覚を通じて美感を起こさせるものであること

（ホ）物品など全体の形状などの中で一定の範囲を占める部分であること

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

建築の意匠に関する審査基準

審査官は、意匠登録出願されたものが、以下の1、2いずれの要件も満たすとき、意匠法上の建築物の意匠に該当すると判断します。

1. 土地の定着物であること。

2. 人工構造物であること。土木構造物を含む。

- ・ **土地**：定着物が固定される地表面であり、平面、斜面などの地形を問わない。海底、湖底などの水底も含む。
- ・ **定着物**：継続的に土地に固定して使用され、任意に動かすことができないもの。
- ・ **構造物**：意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義などにおける用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。

通常の使用状態において、内部の形状などが視認されるものについては、内部の形状なども含む（注）。

（注）通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。

※こうした意匠審査基準における定義は、

意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものです。

■ 建築物と判断するものの例

商業用建築物



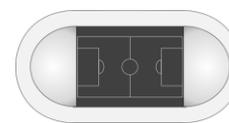
住宅



工場



競技場



橋りょう



2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること

建築の意匠に関する審査基準

土地の定着物との要件を満たさないものの例 (「物品」の意匠として保護)

- ① 土地に定着させ得るが、動産として取引されるもの 例：庭園灯など
- ② 一時的に設営される仮設のもの 例：仮設テントなど
- ③ 不動産などの登記の対象となり得るが、動産として取り引きされるもの
例：船舶、航空機、キャンピングカーなど



人工構造物であることとのを満たさないものの例 (意匠法による保護対象外)

① 人工的なものでないもの

例：自然の山、岩、石、樹木、草、河川、滝、砂浜など

※人工的なものでないものであっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根などを装飾する素材などとして使用したものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。

② 人の手が加えられているものの、自然物や地形などを意匠の主たる要素としているもの

例：自然の地形を利用した以下のもの

スキーゲレンデ、ゴルフコース

自然物を主たる要素とする庭園など。

③ 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

画像を含む意匠に関する審査基準

画像が意匠法上の意匠を構成するものであることとの要件

画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の2通りがある。

- (1) **画像意匠**、すなわち、物品から離れた画像自体として保護を受ける方法
- (2) 物品などの表示部に表示された、**物品などの部分としての画像を含む意匠**として保護を受ける方法

(1) 画像意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・**機器の操作の用に供される画像又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像の少なくともいずれか一方に該当すること。**

なお、当該画像を表示させるためのデータが物品にインストールされていることや、当該画像がどのようなものに表示されるかについては不問とする。

(2) 物品などの部分としての画像を含む意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・**画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの又は画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うものの少なくともいずれか一方に該当する画像であること**

これまでの物品の部分に画像を含む意匠として保護対象とされていたもの。建築物の部分であっても同様に保護対象とする。当該画像が物品などに記録され、物品などの表示部に示されているものに限る（「当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像」は除く）。

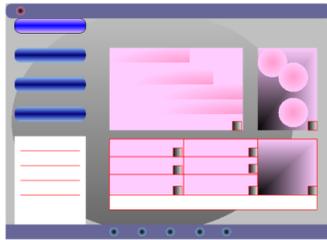
2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること

画像を含む意匠に関する審査基準

意匠法上の意匠に該当する画像の例

(1) 画像意匠

機器の操作の用に供される画像の例



「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)



「アイコン用画像」
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)

機器がその機能を発揮した結果として表示される画像の例



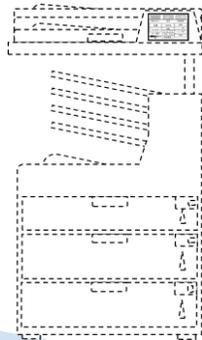
「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」
(※投影された画像)

(2) 物品などの部分に画像を含む意匠

物品などの機能を発揮するための操作の用に供される画像



【正面図】

白黒/カラー	倍率	用紙選択
白黒	100%	自動
フルカラー	自動	トレイ A4
	1.41倍 A3-A4	トレイ A3
	70% A3-A4	手差し
	他の倍率	

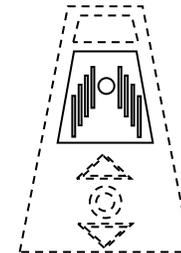
【表示部部分拡大図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

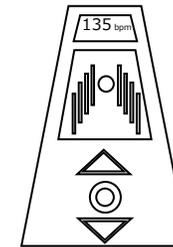
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠などを受けようとする部分である。

「複写機」

物品などの機能を果たすために必要な表示を行う画像



【正面図】



【使用状態を示す参考正面図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠などを受けようとする部分である。

「電子メトロノーム」

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

画像を含む意匠に関する審査基準

映画など（いわゆるコンテンツ）を表した画像

（注）スマートフォンのカメラ機能などを使って撮像した対象物などもこれに準じるものとして扱う。

映画など（いわゆるコンテンツ）を表した画像は、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれにも該当しません。

よって、これらのもののみからなる画像は、画像意匠及び物品の一部としての画像を含む意匠のいずれの場合においても、意匠法上の意匠とは認められません。

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（注）は、機器の操作の用に供される画像とも物品などの機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。

なお、コンテンツ表示部分を有する画像も存在することから、図面中にコンテンツが表示された状態で意匠が開示されることもあり得ます。その際、①コンテンツ表示部について願書の説明がある場合、②参考図などでコンテンツ表示部が示されている場合又は、③「映像再生用画像」の映像が表示される部分に図形が示されている場合など、願書の記載及び願書に添付した図面などを総合的に判断した場合に、**コンテンツ表示と明確に判断でき、かつ、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもの（意匠法第5条）に該当しない場合は、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用可能な意匠と判断します。**

ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないものとして取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しません。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的でないとして判断します。

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

（ロ）「物品など自体の形状などであること」の運用

現状では意匠登録の対象としているのは、使用時の形状などのみとなっています。

①社会通念上一体的に販売がなされ得るものであり、かつ、②形状などの関連性を持って一体的に創作されているものは、使用時のみならず、**販売時の形状なども意匠登録の対象として取り扱う**こととします。

ただし、当該**形状などを維持することができないものについては、物品など自体の形状などに該当しない**と判断します。

物品など自体の形状などと判断するものの例及び判断しないものの例

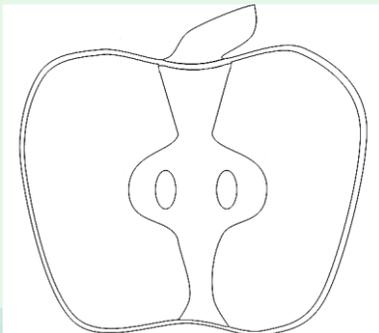
物品など自体の形状などと判断するものの例

【意匠に係る物品】タオル

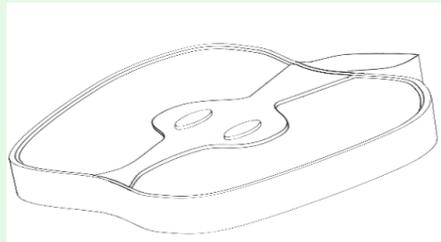
【意匠に係る物品の説明】

この意匠登録出願の意匠は、圧縮されたタオルであり、使用前に水に浸すことにより、通常のハンドタオルの大きさとなり、タオルとして使用することができる。

【正面図】



【斜視図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

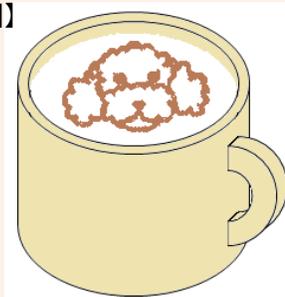
物品など自体の形状などと判断しないものの例

【意匠に係る物品】カップ入り飲料

【意匠に係る物品の説明】

この意匠登録出願の意匠は、カップに入ったカフェラテであり、泡立てたミルクとコーヒーにより、表面に模様を描いたものである。

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

（説明）この事例においては、**そのままの形状などを保ったまま流通などがなされることができない**ことから、物品など自体の形状などには該当しないと判断する。

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

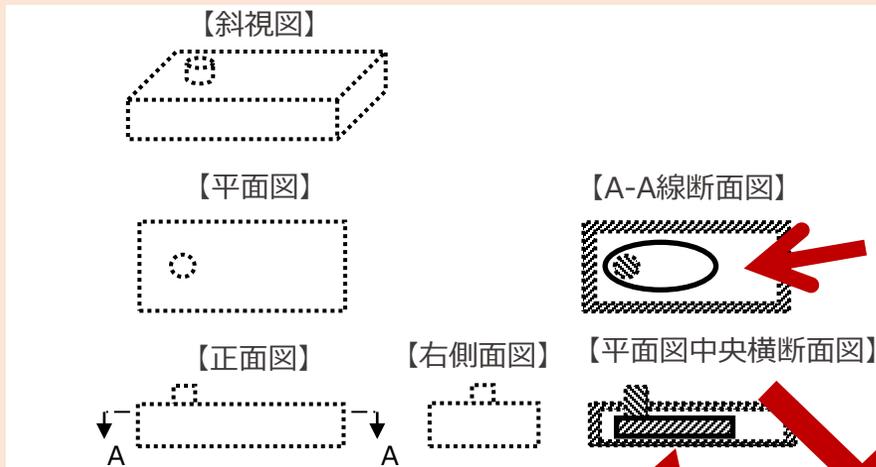
（ハ）「視覚に訴えるものであること」

（ホ）「物品など全体の形状などの中で一定の範囲を占める部分であること」

- 通常外部から見えない部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合、視覚に訴えるものではありませんので、意匠法上の「意匠」を構成しないと判断します。
- 面積を持たない稜線のように、一定の範囲を占めない場合、意匠として他の意匠とは比較できませんので、意匠法上の「意匠」を構成しないと判断します。

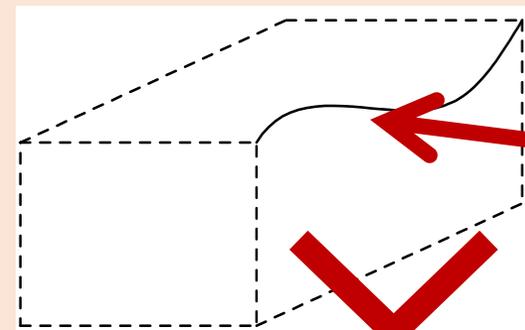
意匠法上の意匠を構成しないと判断されるものの例

「意匠登録を受けようとする部分」が、通常外部から視認できない例



「スイッチボックス」

「意匠登録を受けようとする部分」が、一定の範囲を占める部分と認められない例



「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのも

= 稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

「建築用コンクリートブロック」

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

■ 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面などから具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の点についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはなりません。

- (イ) 意匠に係る物品などの使用の目的、使用の状態などに基づく用途及び機能
- (ロ) 意匠に係る物品などの形状など

また、部分意匠の場合は以下についても具体的な内容が直接的に導き出されなくてはなりません。

- (ハ) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- (ニ) 「意匠登録を受けようとする部分」の物品などの全体に対する位置、大きさ、範囲
- (ホ) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界（両部分を含む場合）

なお、必ずしも設計図面のような高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではありません。

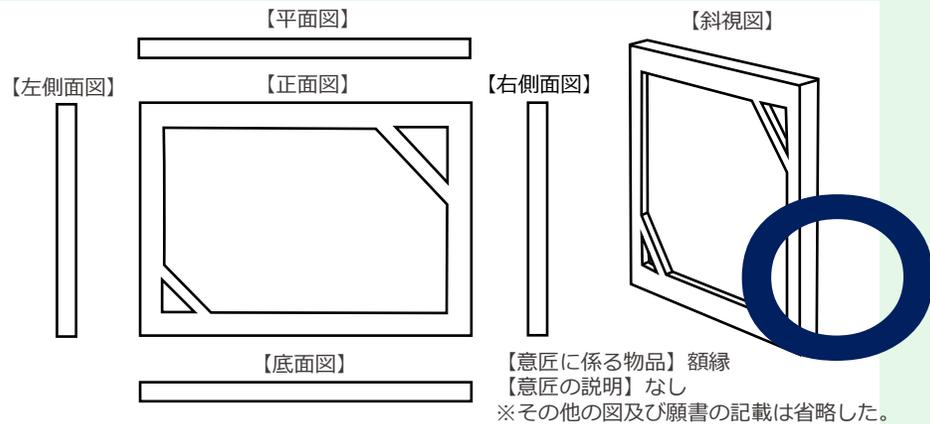
また、記載不備がある場合でも、①意匠の属する分野における通常の知識に基づいて合理的に善解し得る場合や、②意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備であれば、意匠が具体的なものと判断されます。

(参考) 願書に添付した図面の扱い

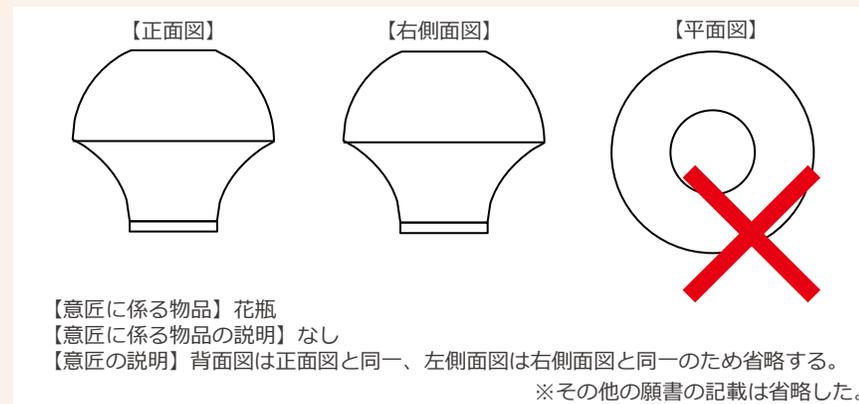
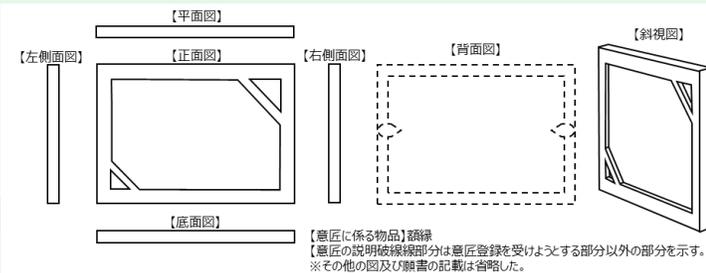
提出された図に表されていない部分は「その他の部分」と扱い、

提出された図で「意匠登録を受けようとする部分」の形状などや物品全体における位置、大きさ、範囲や「その他の部分」との境界などが明確であれば意匠が具体的なものと判断します。

提出された図に表されていない部分がある例（意匠が具体的なものと判断される例及び具体的なものではないと判断される例）

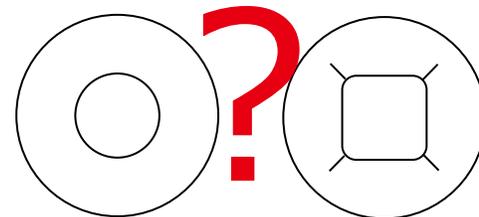


上の例では、下のように背面以外の面について意匠登録を受けようとする部分意匠と実質的に扱うことで、意匠登録を受けようとする部分の形状などや物品全体の位置、大きさ、範囲やその他の部分との境界などが特定されていますので、意匠が具体的なものと判断します。



上の例では、底面図が提出されておらず、下のように、底面側の形状が複数考えられ、意匠登録を受けようとする部分について一の具体的な形状などを特定できないことから、意匠が具体的なものではないと判断します。

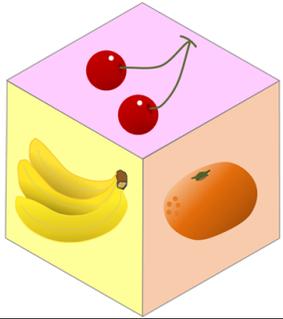
考えられる底面側形状の例



(参考) 願書に添付した図面の扱い

「物品などの一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合」の追加事例

【斜視図】

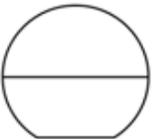


意匠に係る物品：「さいころ」
 意匠に係る物品の説明：本物品は果物の実などの数で目を表したさいころであり、みかんは1、さくらんぼは2、バナナは3を表している。
 意匠の説明：なし

【正面図】



【背面図】



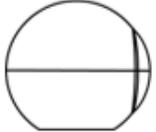
【平面図】



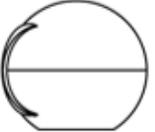
【底面図】



【左側面図】



【右側面図】



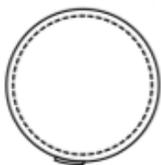
意匠に係る物品：「小物入れ」
 意匠に係る物品の説明：なし
 意匠の説明：なし

(容器内部は開示がなされていないことから「その他の部分」と捉え、実質的には右欄の図が提出されたものと同様の取扱いとする)

【蓋を開けた状態の蓋部の正面図】

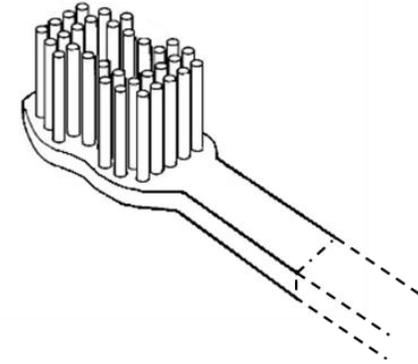


【蓋を開けた状態の本体部の平面図】



「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合」の追加事例

【斜視図】



意匠に係る物品：「歯ブラシ」
 意匠に係る物品の説明：本物品は、大人用の歯ブラシである。
 意匠の説明：一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

(参考) 願書に添付した図面の扱い

現行の意匠法施行規則における図面などの主な記載要件

参考：現行意匠法施行規則様式第6（一部抜粋）

8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。

9 など角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリ工図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリ工図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

11 意匠法第2条第1項に規定する画像は、画像図（意匠登録を受けようとする画像を表す図をいう。以下同じ。）に表す。画像が立体的なものである場合は、画像正面図、画像右側面図など、画像○○図を用いる。

12 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から11までに規定される図において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描くなどにより意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第8条において規定する組物の意匠及び同法第8条の2において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

2. 意匠審査基準の概要（3）工業上利用することができる意匠であること

工業上利用することができるものであること

令和元年の意匠法改正により、新たに加わる建築物及び画像意匠について、「工業上利用することができるものであること」の要件を意匠法の実施の定義にあわせ追加しました。

「工業上利用することができるものであること」の要件

工業上利用することができるとは、

物品の意匠の場合：同一のものを複数製造し得ることをいう。

建築物の意匠の場合：同一のものを複数建築※し得ることをいう。

画像の意匠の場合：同一のものを複数作成※し得ることをいう。

※物品の意匠の場合の「製造」に該当

なお、いずれの意匠の場合も、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

改正意匠法第2条第2項（定義など）一部抜粋

第二条 2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
- 三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラムなど（中略）について行う次のいずれかに該当する行為
 - イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
 - ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体など」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

意匠法第3条第1項は、

- ・ **意匠登録出願前に日本国内又は外国において、公然知られた意匠**（第1号）
- ・ **頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠**（第2号）

（以下、これらをまとめて「公知意匠」という。）に加え、

- ・ **これらの公知意匠に類似する意匠**（第3号）について、

意匠登録を受けることができない旨を規定しています。

意匠制度は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とするものであることから、意匠登録の対象となる意匠は、新しい創作がなされたものでなければなりません。

同項は、この要件を客観的に認定するために設けられた規定です。

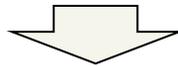
2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- （第二項略）

- 両意匠の要旨の認定
- 意匠に係る物品の用途・機能についての共通点及び差異点の認定
- 形状などについての共通点及び差異点の認定
- 共通点及び差異点の評価（※）

- (1) その形状などを対比観察した場合の、注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価
共通点や差異点の形状などが、意匠全体に対して占める割合が大きい小さいか、物品の特性に基づき観察されやすい部分か否か、などにより行う。
- (2) 先行意匠群との対比に基づく、注意を引く程度の評価
共通点や差異点の形状などが、先行意匠において公然知られているか否か、ありふれているか否か、などにより行う。



共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察・評価して最終的な類否判断を行う。

※共通点及び差異点の評価のポイント

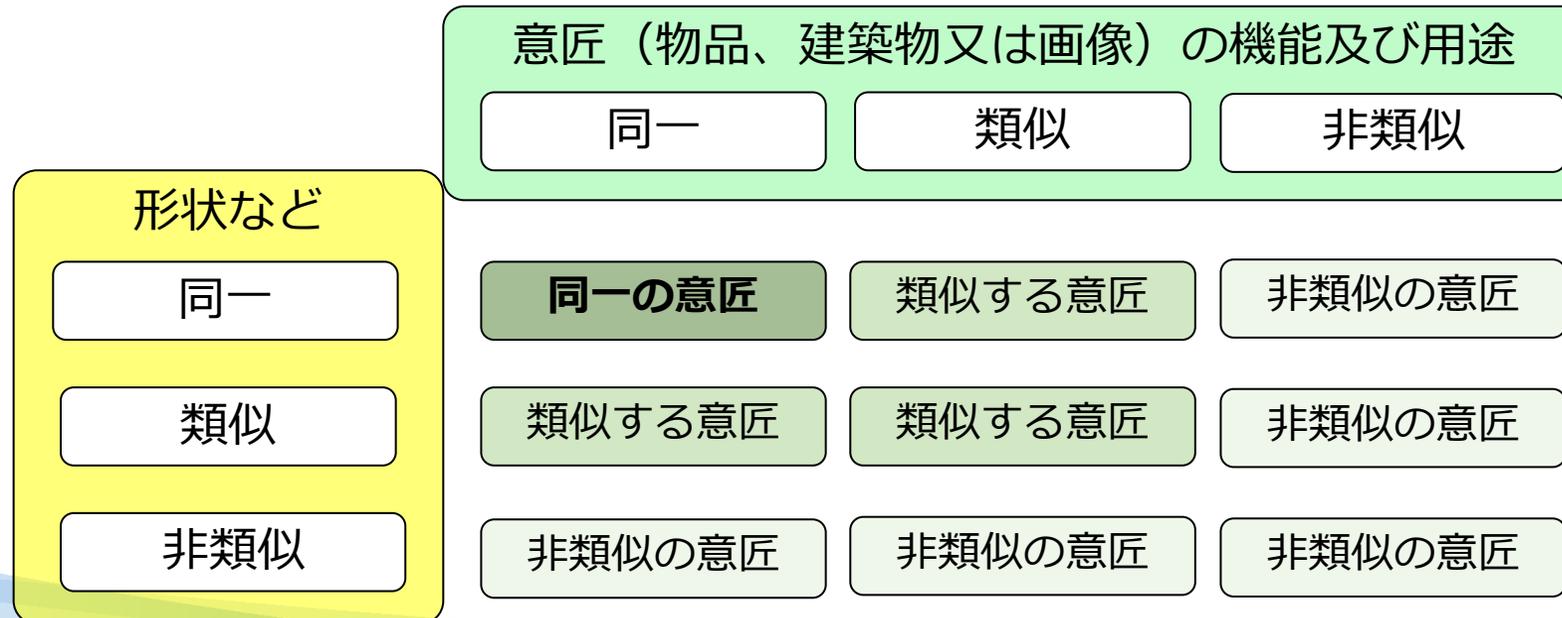
- ・ **見えやすい部分**は、相対的に影響が大きい
- ・ **ありふれた形状などの部分**は、相対的に影響が小さい
- ・ **大きさの違い**は、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内であれば、ほとんど影響を与えない
- ・ **材質の違い**は、外観に表れなければ、ほとんど影響を与えない
- ・ **色彩のみの違い**は、形状や模様の差異に比してほとんど影響を与えない

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

類否判断の原則

1. 判断主体は需要者（取引者を含む）
2. 直接対比観察
3. 肉眼による全体観察
4. 先行意匠群との対比に基づく判断

物品などの機能及び用途と形状などとの関係



2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

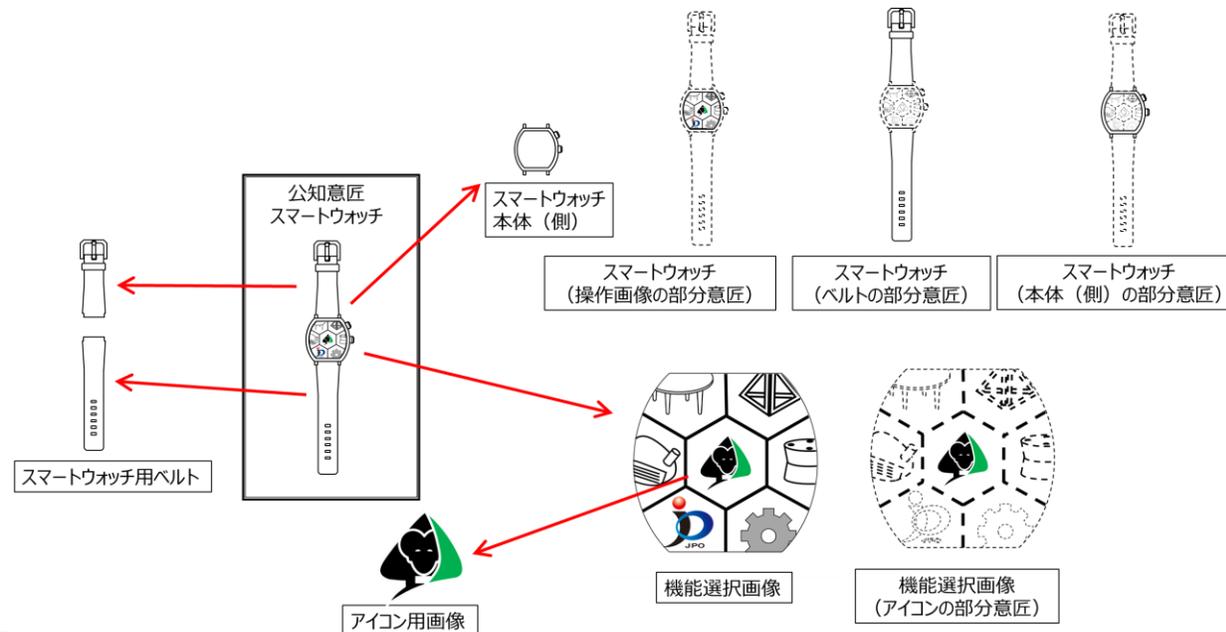
公知意匠と新規性の関係

公然知られた意匠又は刊行物などに記載された意匠は、新規性のない意匠として、意匠登録を受けることができません。

また、公知となった意匠と同一の意匠だけでなく、類似する意匠も新規性がない意匠として、意匠登録を受けることができません。

なお、公開された意匠だけでなく、公開された意匠から個別に認識可能な部品在意匠や部分意匠についても新規性がないとされます。

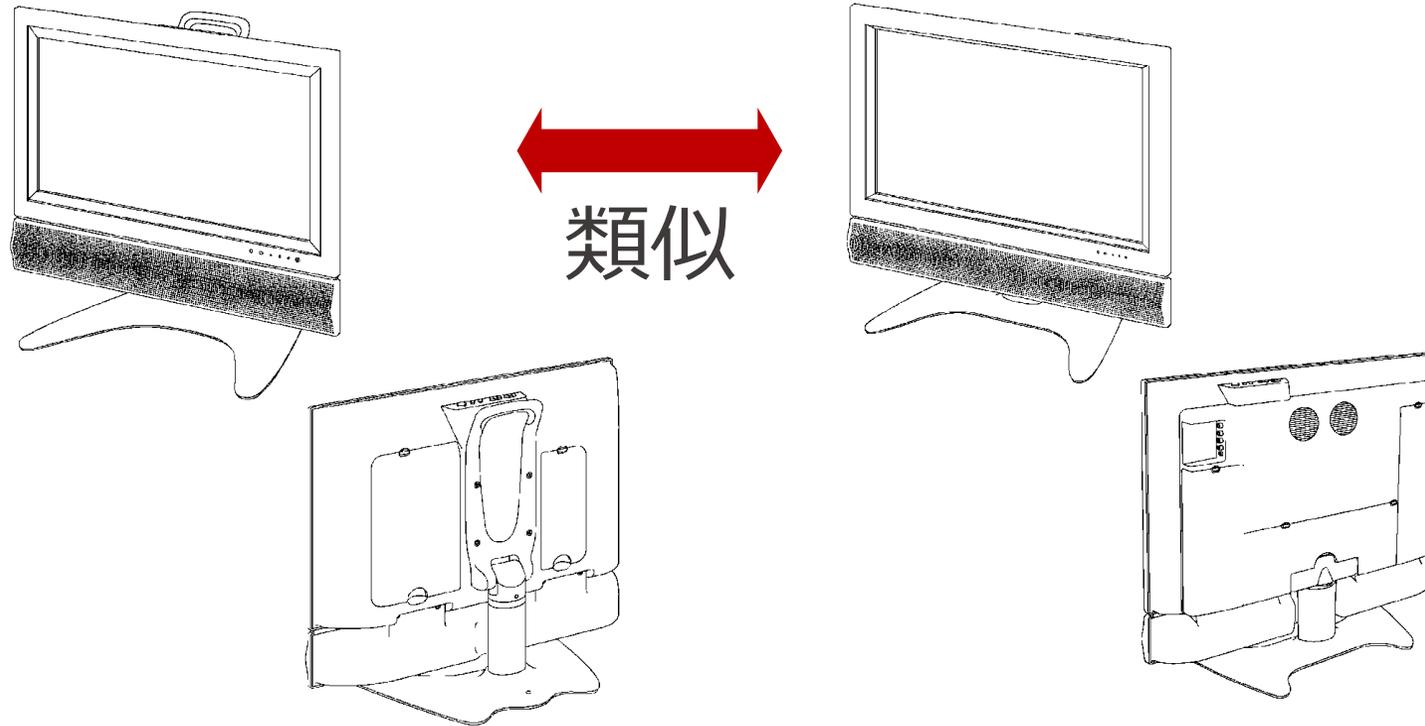
スマートウォッチの意匠が公知になった場合に新規性を失う意匠の例



2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

見えやすい部分は、相対的に影響が大きい



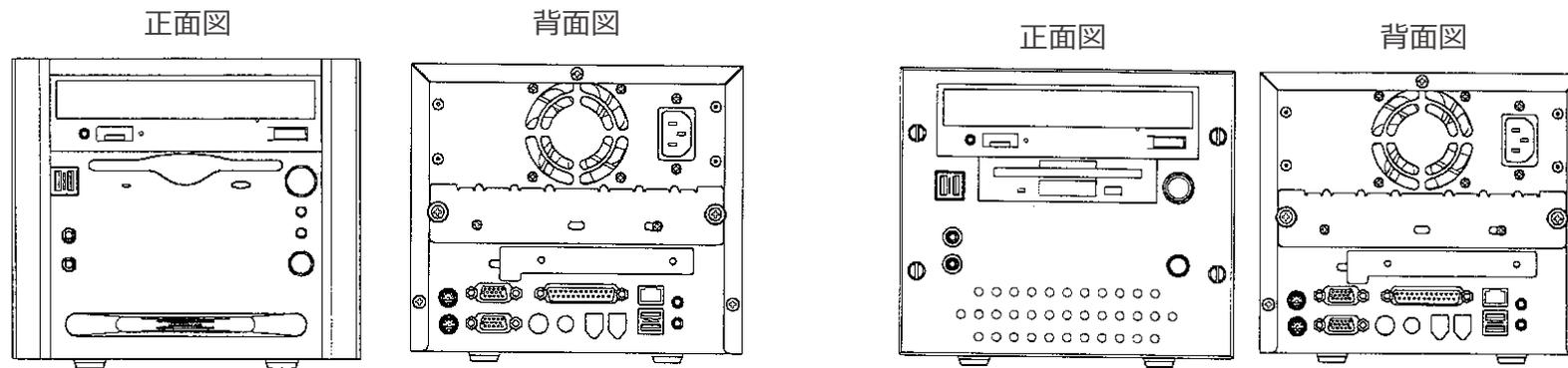
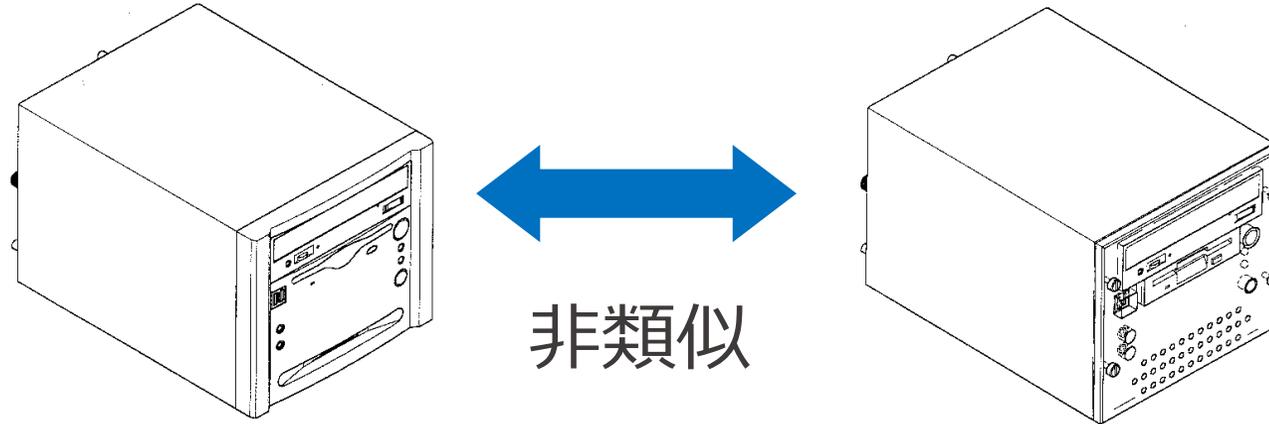
意匠登録第1193615号（本意匠）
「液晶テレビジョン受像機」

意匠登録第1193716号（関連意匠）
「液晶テレビジョン受像機」

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

見えやすい部分は、相対的に影響が大きい



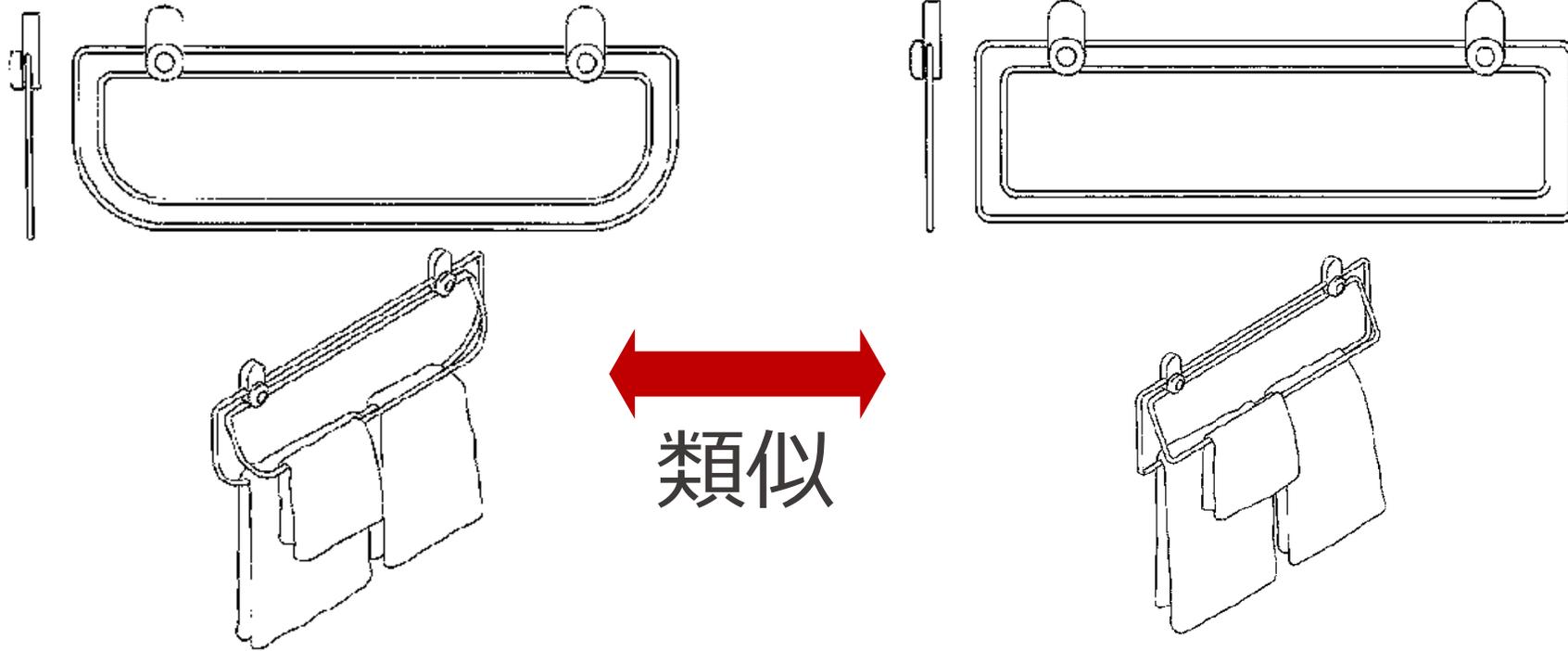
意匠登録第1164463号
「電子計算機」

意匠登録第1164462号
「電子計算機」

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

ありふれた形状などの部分は、相対的に影響が小さい



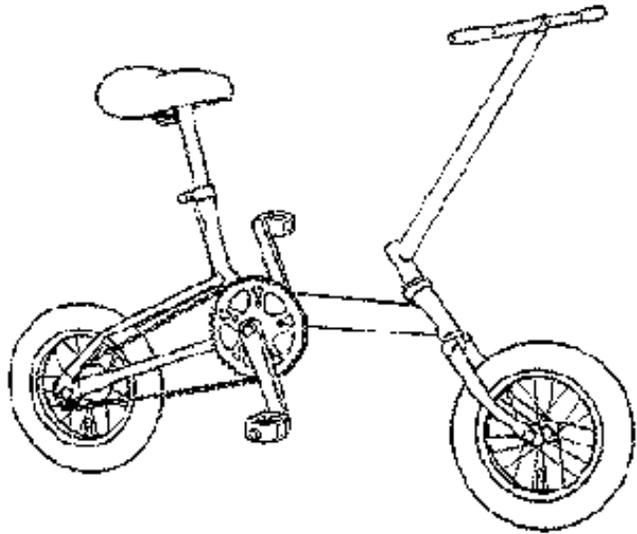
意匠登録第 896055号
「タオル掛け」

意匠登録第 896055号の類似第 1号
「タオル掛け」

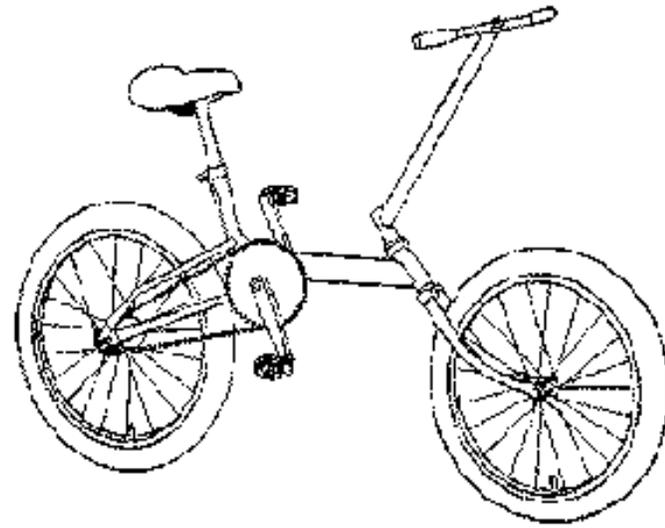
2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない



意匠登録第 1050871号
「自転車」



意匠登録第1050871号類似第2号
「自転車」

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

色彩や材質のみの違いは、
形状又は模様との差異に比して、ほとんど影響を与えない



意匠登録第 1068756号
「買い物かご」



意匠登録第 1068756号類似第 1号
「買い物かご」

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

建築の意匠に関する審査基準 類否判断（新規性など）

建築物の意匠の類否判断の判断主体

建築物の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、**需要者（取引者を含む）**である。

例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられ、また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所なども考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客などの視点が含まれる。

審査官は、出願された各建築物の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

建築物の意匠の場合の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠の類否判断に際して、まず対比する両建築物の用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態などに基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」は、いずれも人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で用途及び機能に共通性があることから、それらの意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、例えば土木構造物においては、橋梁のように河川などの上に道路や鉄道などを通したり、電波塔のように放送や通信のための電波を送信するなど、人がその内部に入り、一定時間を過ごすこととは異なる様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」などと用途及び機能が類似しないと判断する場合や、土木構造物同士であっても、用途及び機能が類似しないと判断する場合がある。

建築物の意匠と物品の意匠についても、上記と同様に用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態などに基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。

例えば、建築物の意匠「住宅」と、物品の意匠「組立家屋」については、人が居住する建物として、その用途及び機能に共通性がある。よって、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

また、例えば建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」のように、その用途及び機能に共通性があれば、建築物の意匠と内装の意匠との間でも、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する場合がある。

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

内装の意匠に関する審査基準 類否判断（新規性など）

内装の意匠の類否判断の判断主体

内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、**需要者（取引者を含む）**である（第Ⅲ部第2章「2.2.1 判断主体」参照）。

例えば、戸建て住宅の内装であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ、使用者となる者が需要者と考えられ、また、商業施設の内装であれば、一般に、当該商業施設の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業施設の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所なども考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客などの視点が含まれる。

審査官は、出願された各内装の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

内装の意匠の場合の用途及び機能の類否判断

内装の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態などに基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態などに基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

内装の意匠の場合は、例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」のように、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的である。よって、審査官は、**内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。**

内装の意匠の類否判断における、各構成物品などの配置及び数の評価について

意匠法第8条の2は、複数の物品などから構成される内装の意匠について、各構成物品などの配置も含めて、内装全体としての美感を保護の対象とするものである。よって、内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品などの形状などのみならず、それらの配置や組合せの共通点や相違点についても考慮して、判断を行う。

各構成物品などの**配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。**

また、各構成物品などの形状などは共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

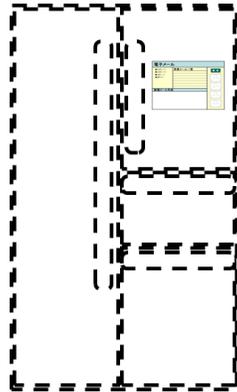
2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

画像を含む意匠に関する審査基準

類否判断（新規性など）

（物品などから独立した）画像意匠と、物品などの部分に画像を含む意匠を比較する場合は、「画像」と「画像+物品など」の用途及び機能を比較します。すなわち、物品などの有する画像表示のための機能以外の機能も考慮して類否判断を行います。

（物品の部分に画像を含む意匠）



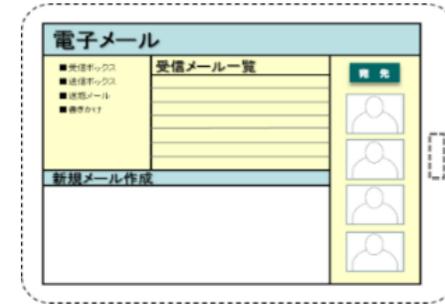
（用途及び機能）食品、飲料などの冷蔵+メール送信

（画像意匠）



（用途及び機能）メール送信

（物品の部分に画像を含む意匠）



（用途及び機能）メール送信+情報処理

非類似※

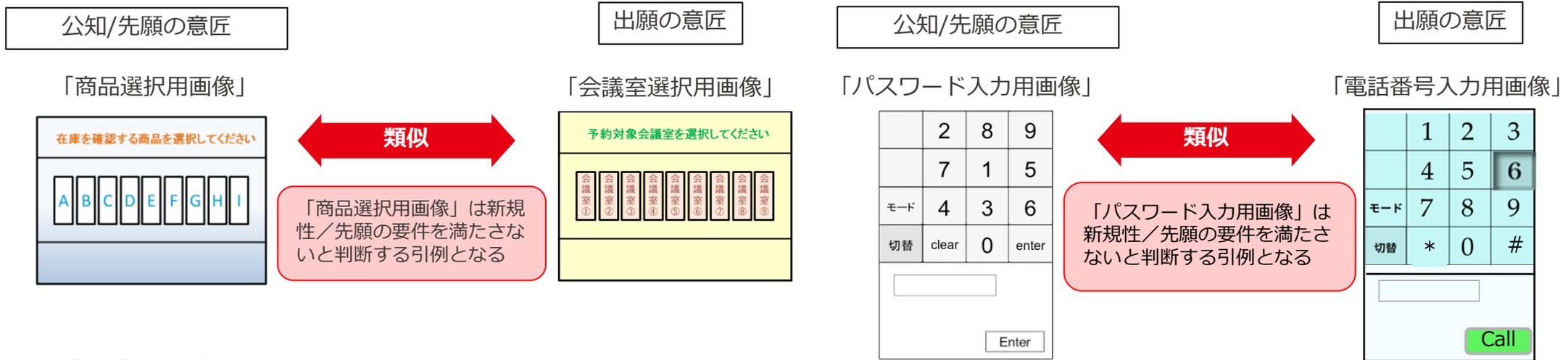
類似

※なお、新規性の判断の際には、公知資料から認識可能な意匠（例えば本事例においては、冷蔵庫の扉部上に表された「画像意匠」）については、新規性要件の判断の基礎とする資料として扱う。また、後願の意匠が先願の意匠の一部と類似する場合には、意匠法第3条の2の要件を満たさないと判断される（いずれもP57参照）。

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

画像を含む意匠に関する審査基準 類否判断（新規性など）

旧法下では、物品の表示部に表示される画像について類否判断を行う際は、画像の用途及び機能に加え、物品全体の用途及び機能も考慮して対比していましたが、現行法下においては、**画像意匠同士の類否判断を行う際には、それらが表示される物品などの用途及び機能を考慮する必要がありません。**



【意匠に係る物品などの説明】

（略）複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した**商品選択ボタン**であり、押すことで当該商品の在庫数を表示する画面が表示される。

【意匠に係る物品などの説明】

（略）複数の縦長四角形状部は各会議室を表した**会議室を選ぶための図形**であり、押すことで当該会議室の予約状況を表示する画面が表示される。

【意匠に係る物品などの説明】

（略）入退室管理の際のパスワード入力画像である。

【意匠に係る物品などの説明】

（略）通話する際の電話番号を入力するための画像である。

2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

意匠法第3条第2項は、出願された意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、「当業者」という。）が容易に創作できる場合は、意匠登録を認めない旨を規定しています。

これは、当業者が容易に創作できる意匠に排他的な権利を与えることは、産業の発達に役立たず、かえってその妨げとなるからです。

なお、審査官は、新規性についての拒絶の理由を発見しない場合のみ、この要件の判断を行います。

2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

出願前に国内外で

- ① 「公然知られた」
- ② 「頒布された刊行物に記載された」
- ③ 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」
形状など及び画像

創作非容易性の判断の基礎とする資料

- ① 「公然知られた」もののほか、
- ② 「頒布された刊行物に記載された」及び
- ③ 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものが加わる。

上記②及び③については、現実に不特定又は多数の者に知られたものである必要はない。

意匠法第3条第2項 「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状など又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。」

2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

創作非容易性の判断のポイント

1. その意匠の属する分野において通常の知識を有する者 **（当業者）**
2. ^(注) **公知となった形状など又は画像** に基づく意匠
3. **当業者にとって、ありふれた手法などで創作した**意匠であること

(注)

ここでいう「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことを意味します。

2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

「ありふれた手法」の例

(a) **置き換え**

意匠の構成要素の一部を他の意匠などに置き換えることをいう。

(b) **寄せ集め**

複数の既存の意匠などを組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

(c) **一部の構成の単なる削除**

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

(d) **配置の変更**

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

(e) **構成比率の変更**

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

(f) **連続する単位の数の増減**

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

(g) **物品などの枠を超えた構成の利用・転用**

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状などで種々の物品に利用・転用することをいう。

「軽微な改変」の例

(a) **角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取**

(b) **模様などの単純な削除**

(c) **色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色**

(d) **素材の単純な変更によって生じる形状などの変更**

2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

置き換えの意匠の例

【事例1】「なべ」
公知のなべの蓋を、
ほとんどそのまま他のなべ用蓋に置き換えて表したにすぎない意匠



【事例2】「帽子」
公知の帽子のワッペン部を他のワッペンに置き換えて表したにすぎない意匠



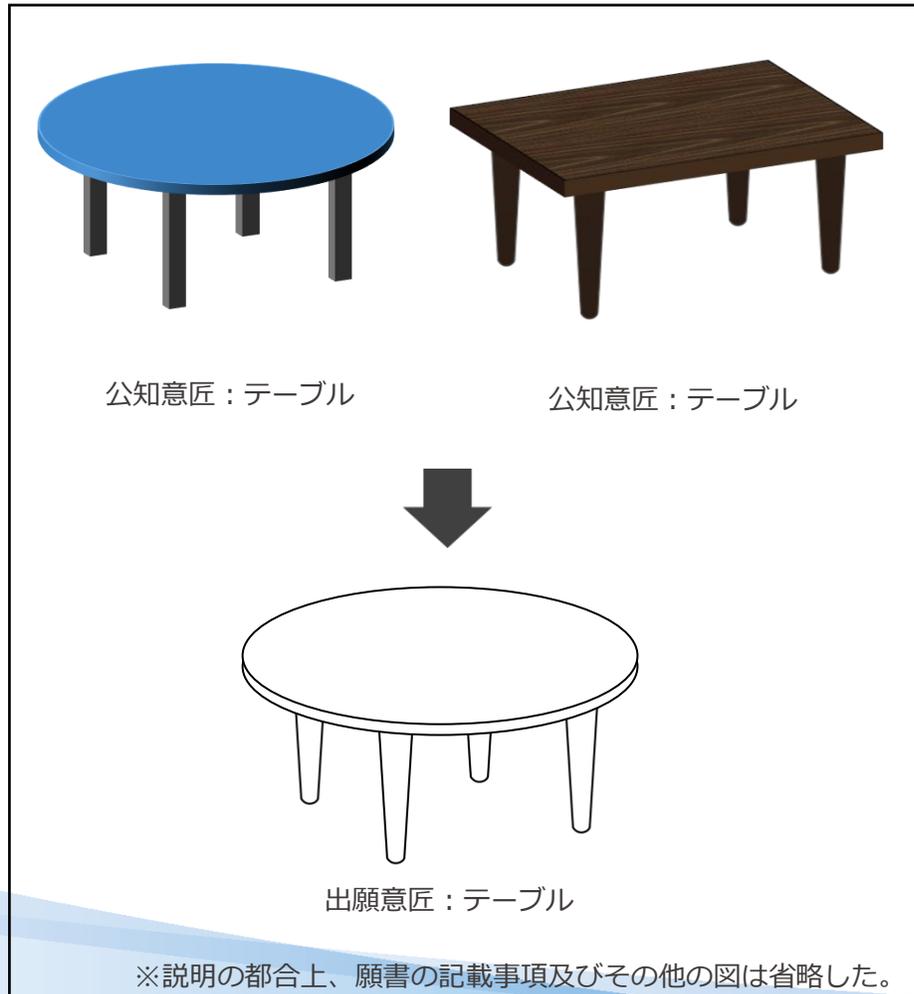
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が帽子本体及びワッペンの色彩を変更したものである場合であっても、当該変更が帽子の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

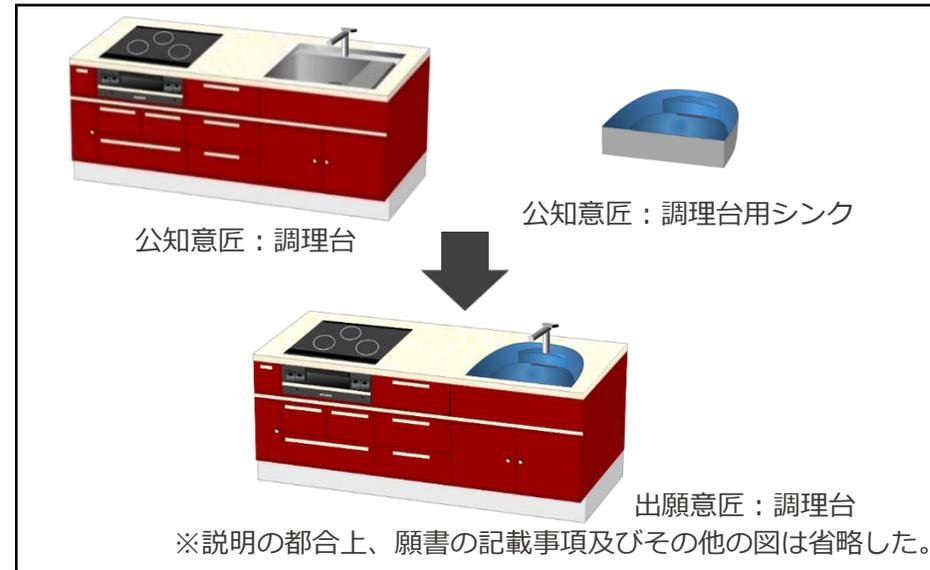
置き換えの意匠の例

【事例3】「テーブル」
公知のテーブルの脚部を、
他のテーブルの脚にほとんどそのまま置き換えて表したにすぎない意匠



特許庁

【事例4】「調理台」
公知の調理台に、軽微な改変を加え、シンク部を他のシンクに置き換えて、コンロ下の収納の配置を変更して表したにすぎない意匠



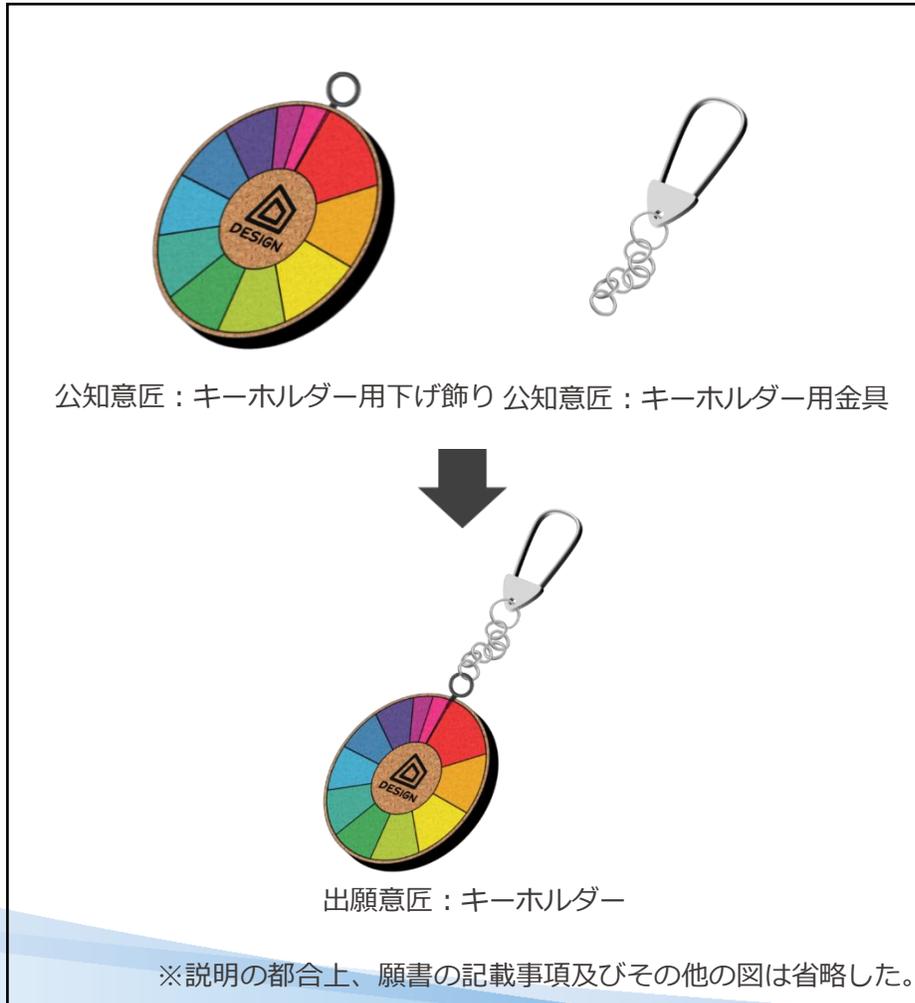
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が扉部の色彩を変更したものである場合であっても、当該色彩の変更が調理台の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



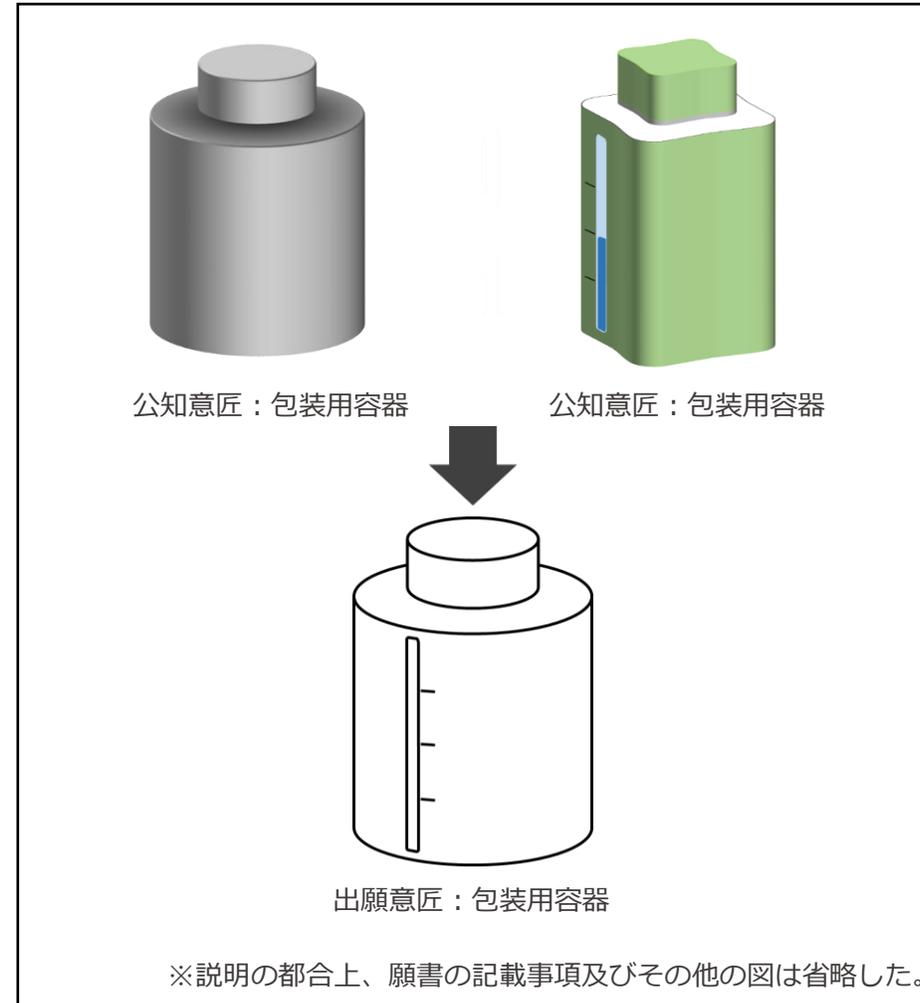
2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

寄せ集めの意匠の例

【事例1】「キーホルダー」
公知のキーホルダー用下げ飾りとキーホルダー用金具を寄せ集めて表したにすぎない意匠



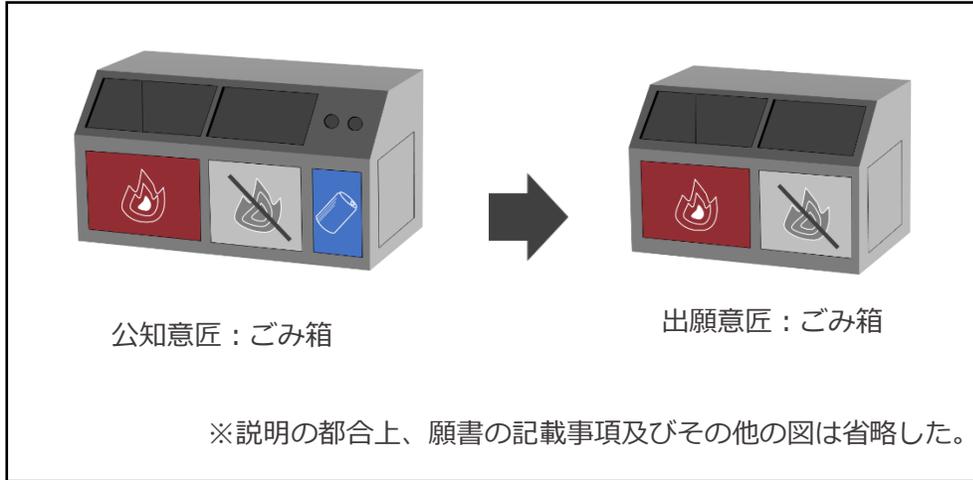
【事例2】「包装用容器」
公知の包装用容器と、公知の包装用容器の窓部を寄せ集めて表したにすぎない意匠



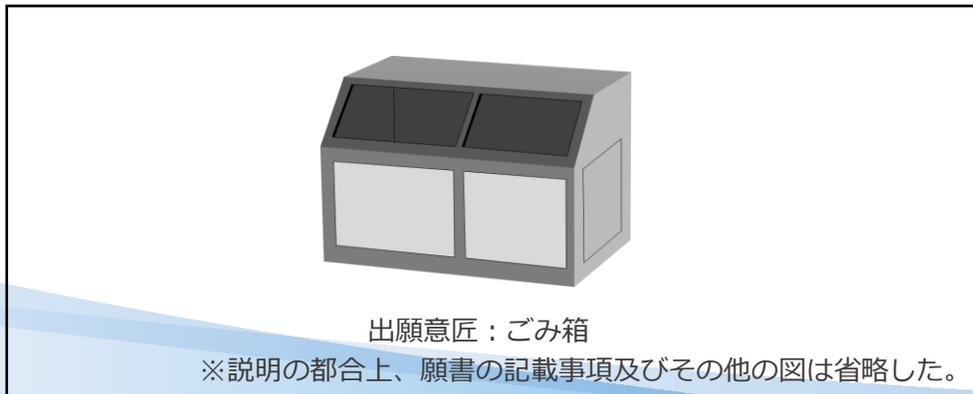
2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

一部の構成の単なる削除による意匠の例

【事例】「ごみ箱」
公知のごみ箱の一部の構成を削除して表したにすぎない意匠

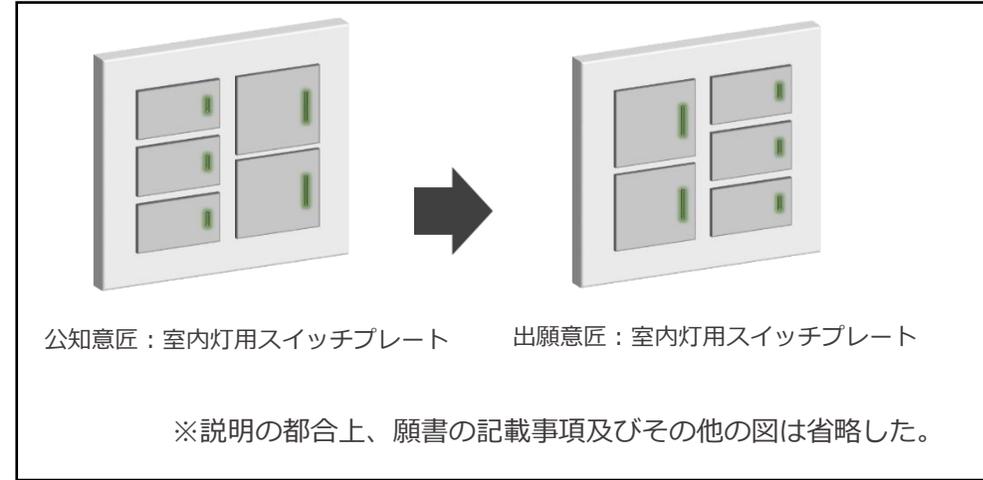


なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が模様などを削除したものである場合であっても、当該改変がごみ箱の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



配置の変更による意匠の例

【事例】「室内灯用スイッチプレート」
公知の室内灯用スイッチプレートのボタンの配置を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が角部を隅丸状に改変したものである場合であっても、当該改変が室内灯用スイッチプレートの分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

構成比率の変更による意匠の例

【事例】「包装用容器」
公知の包装用容器の構成比率を変更したにすぎない意匠

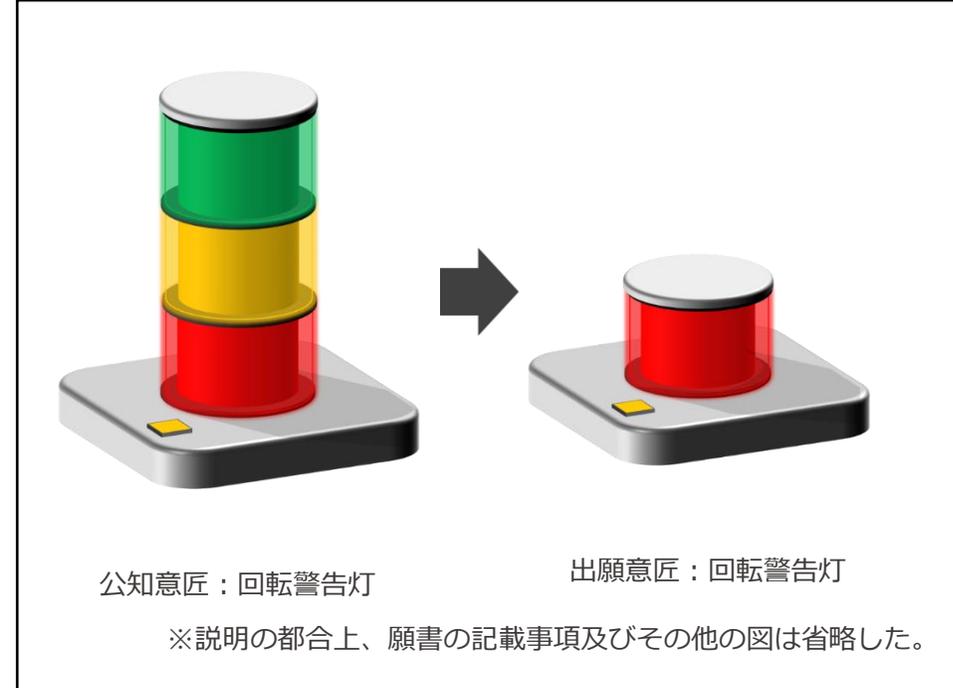


なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が一部の区画の色彩を変更したものであっても、当該変更が包装用容器の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



連続する単位数の増減による意匠の例

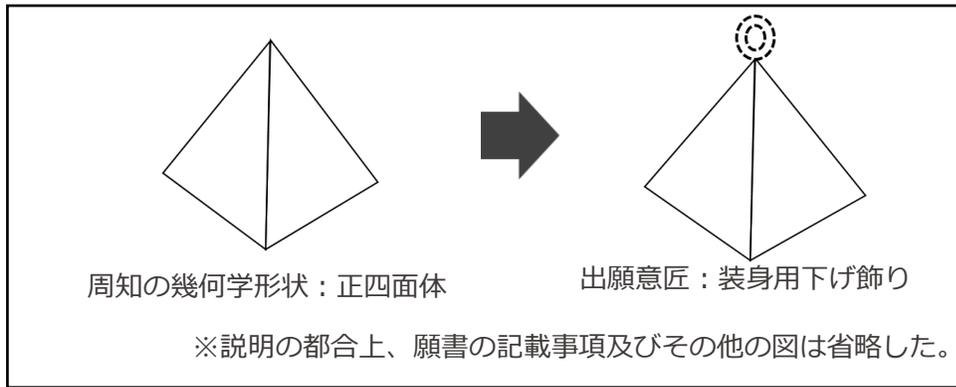
【事例】「回転警告灯」
公知の回転警告灯を、ほとんどそのまま、段数を減らして表したにすぎない意匠



2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

物品などの枠を超えた構成の利用・転用による意匠の例

【事例1】公知の形状などに基づく意匠の例「装身用下げ飾り」
周知の幾何学形状を、装身用下げ飾りとして表したにすぎない意匠



【事例3】著作物の例

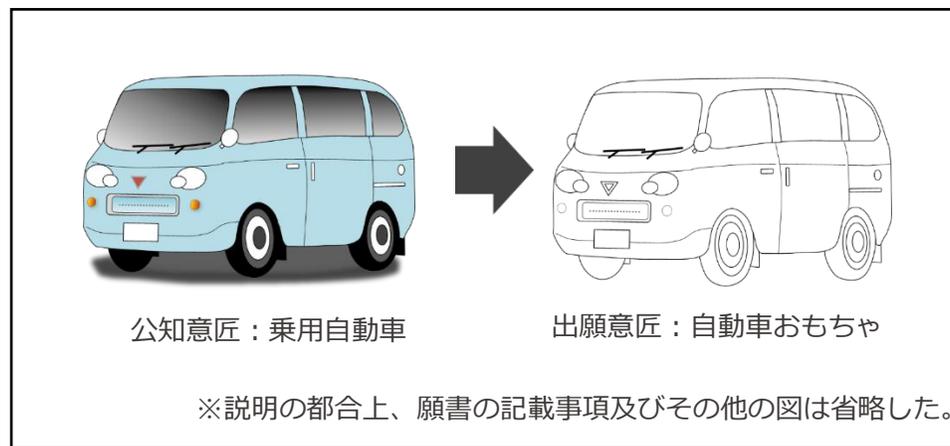
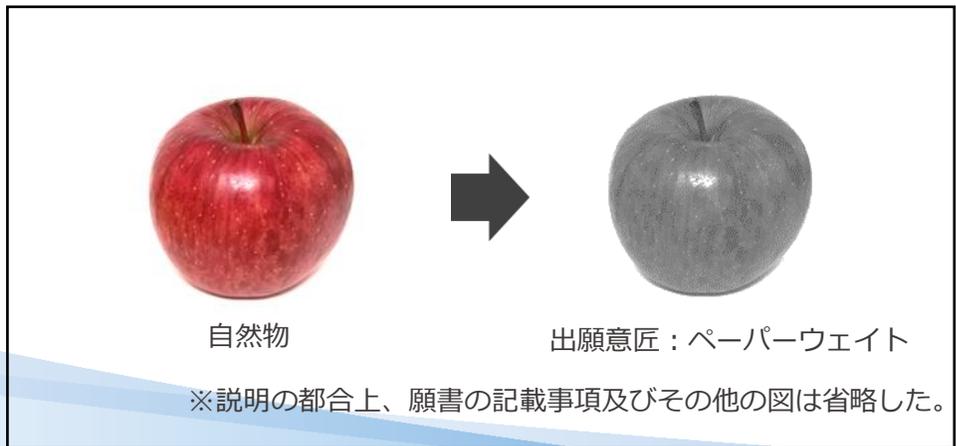
- ・ロダンの彫刻「考える人」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・レオナルド・ダ・ビンチの絵画「モナリザ」を、ほとんどそのまま壁紙として表したにすぎない意匠

【事例4】建築物の例

- ・「エッフェル塔」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・「平等院鳳凰堂」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠

【事例5】「自動車おもちゃ」
公知の乗用自動車の形状を、ほとんどそのまま自動車おもちゃとして表したにすぎない意匠

【事例2】自然物（動物、植物又は鉱物）の例「ペーパーウェイト」
自然物を、ほとんどそのままペーパーウェイトとして表したにすぎない意匠



2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

建築の意匠に関する審査基準

ありふれた手法と軽微な改変の例

（1）ありふれた手法の例

- （a）置き換え：意匠の構成要素の一部を他の意匠などに置き換えることをいう。
- （b）寄せ集め：複数の既存の意匠などを組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- （c）一部の構成の単なる削除：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- （d）配置の変更：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- （e）構成比率の変更：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- （f）連続する単位の数の増減：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- （g）物品などの枠を超えた構成の利用・転用：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状などで種々の建築物に利用・転用することをいう。

（2）軽微な改変の例

- （a）角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- （b）模様などの単純な削除
- （c）色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、景観条例などに基づく単純な彩色
- （d）素材の単純な変更によって生じる形状などの変更
- （e）屋根の傾斜角の単純な変更

2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

内装の意匠に関する審査基準

ありふれた手法と軽微な改変の例

（1）ありふれた手法の例

- （a）置き換え：意匠の構成要素の一部を他の意匠などに置き換えることをいう。
- （b）寄せ集め：複数の既存の意匠などを組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- （c）一部の構成の単なる削除：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- （d）配置の変更：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- （e）構成比率の変更：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- （f）連続する単位の数の増減：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- （g）物品などの枠を超えた構成の利用・転用：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状などで種々の物品に利用・転用することをいう。

（2）軽微な改変の例

- （a）角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- （b）模様などの単純な削除
- （c）色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色
- （d）素材の単純な変更によって生じる形状などの変更

2. 意匠審査基準の概要（5）創作非容易性

画像を含む意匠に関する審査基準

ありふれた手法と軽微な改変の例

ありふれた手法の例

- (a) 置き換え
- (b) 寄せ集め
- (c) 配置の変更
- (d) 構成比率の変更
- (e) 連続する単位の数の増減
- (f) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用
- (g) **フレーム分割態様の変更**
- (h) **まとまりある区画要素の削除**
- (i) **既存の変化態様の付加**
- (j) **(a) ないし (i) のありふれた手法の単なる組合せ**

軽微な改変の例

- (a) **矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更**
- (b) **区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加**
- (c) **(a) 及び (b) の軽微な改変の単なる組合せ**

2. 意匠審査基準の概要（6）3条の2 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠に何ら新しい意匠の創作が見受けられない場合は、意匠登録を受けることができない旨を規定しています。

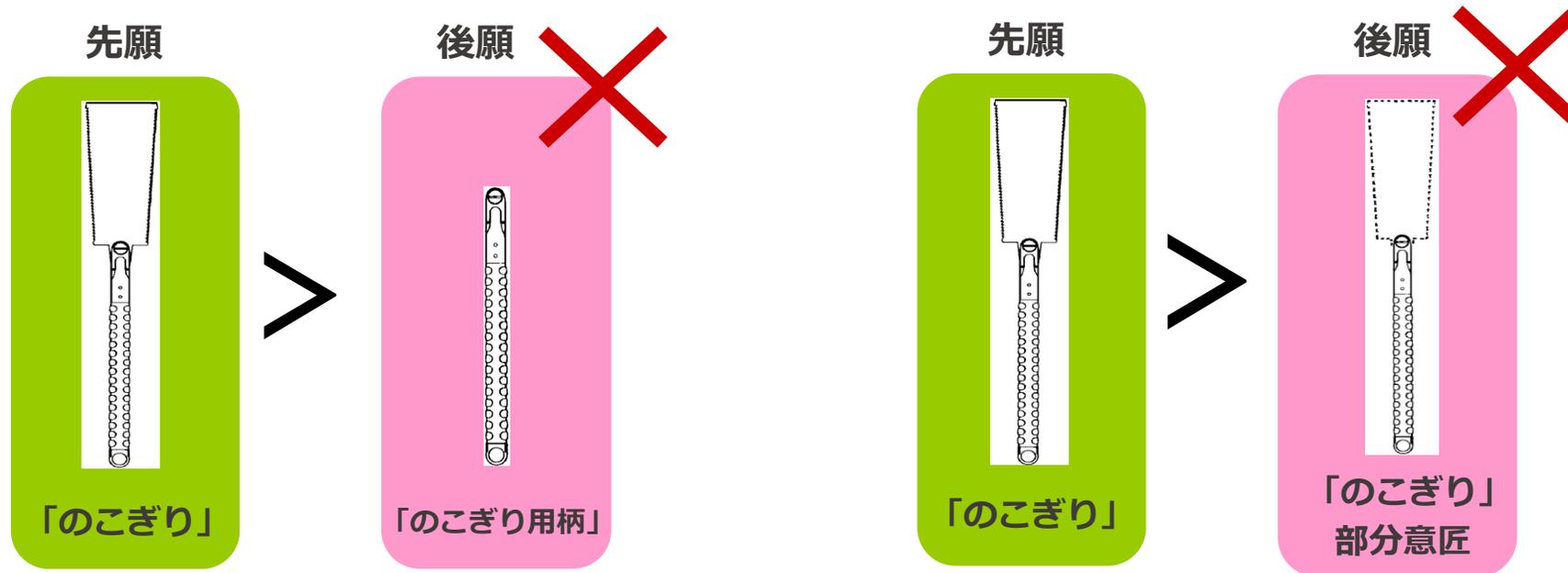
ただし、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面などの内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版された場合は、この規定による拒絶の理由にはあたりません（意匠法第3条の2ただし書）。

また、令和元年改正意匠法施行後の出願の場合、同一人による意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願である場合も、この規定の適用の対象外となります。

2. 意匠審査基準の概要 (6) 3条の2 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠は意匠登録を受けることができません。

先願の一部と同一又は類似と判断される例



※ ただし、次の要件をすべて満たす場合は意匠登録を受けることができます。

- ① 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること
- ② 先願の意匠公報発行の日前の意匠登録出願であること
(後願が関連意匠に係る出願 (2020年4月1日以降の出願のみ) であって、先願が秘密を請求するものである場合には、先願の秘密解除公報発行の日前の意匠登録出願であること)

2. 意匠審査基準の概要（6）3条の2 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと

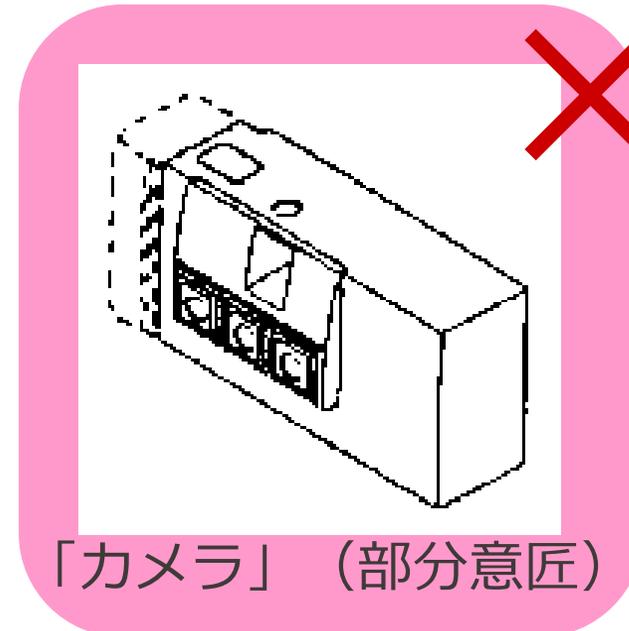
先願が部分意匠の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」だけでなく、「その他の部分」も含めて判断します。

先願が部分意匠である場合の、先願の一部と同一又は類似と判断される例

先願



後願



2. 意匠審査基準の概要（7）先願

意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものです。よって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではありません。

意匠法第9条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があつたときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨規定したものです。

（先願）

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けすることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けられない。

3～5 （略）

2. 意匠審査基準の概要（7）先願

■ 類似の意匠について、異なった日にされた意匠登録出願

（1）先願と後願とで出願人が異なる場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第9条第1項の規定により、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができます。

（2）先願と後願とで出願人が同一の場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができます。

2. 意匠審査基準の概要（7）先願

■ 類似の意匠について、同日にされた意匠登録出願

（1）出願人が異なる場合

類似の意匠について同日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第9条第2項に該当し、意匠法第9条第4項の規定により、協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願のみがその意匠について意匠登録を受けることができます。

※協議が成立しない場合はいずれも登録されません。

（2）出願人が同一の場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定により定めた一の意匠登録出願以外は原則として意匠登録出願を受けることができませんが、同一人による意匠登録出願である場合には、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、本意匠及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができます。

※協議が成立しない場合（応答がない場合など）はいずれも登録されません。

2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

意匠の創作において、一のコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続的に創作されるという実態があります。関連意匠制度は、このように創作された群の意匠について、同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする制度です。

意匠権は業として意匠の実施を専有することができる権利であることから、重複した権利が別々に行使可能となると、権利者自身も他者の権利により業として意匠を実施することができなくなります。そこで、このような事態が生じないよう、先願の規定（意匠法第9条）が定められています。

意匠法第10条の規定する関連意匠制度は、この先願の規定の例外として、登録のための要件と、権利に対する制限を課すことにより、重複した権利による弊害を排除しつつ、登録を認めるものです。

2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

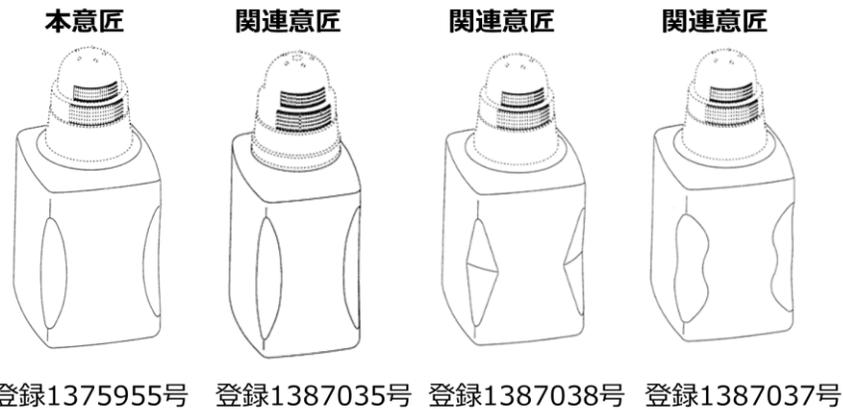
「関連意匠制度」とは

- 「1つのデザイン・コンセプト」から創作された多数のバリエーションの意匠について、同等の価値を有するものとして保護するもの
- 関連意匠として登録された意匠も、各々について独自に権利行使することが可能
- 同一出願人による出願に限られ、移転や専用実施権の設定などに制限がある
- 本意匠の出願日以後であって、基礎意匠の出願の日（優先権主張がある場合は優先日）から10年を経過する日前に出願された、
基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠に類似する意匠が関連意匠として登録可能
(関連意匠に類似する意匠も関連意匠とすることができる)

2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

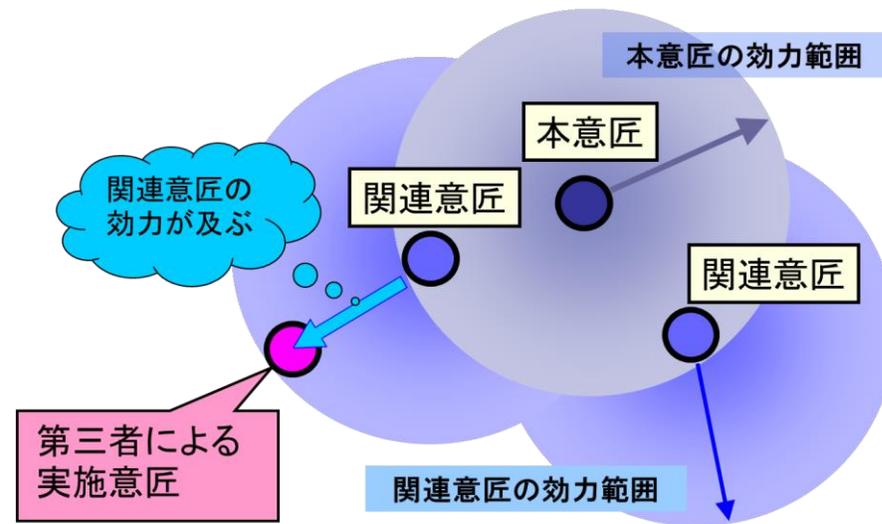
- 1つの意匠創作上のコンセプトから創作された多数のバリエーションの意匠について、同等の価値を有するものとして保護するもの
- 関連意匠も、各々について独自に権利行使することが可能

関連意匠登録事例：包装用容器



※説明上、その他の図などは省略した

関連意匠の効力範囲

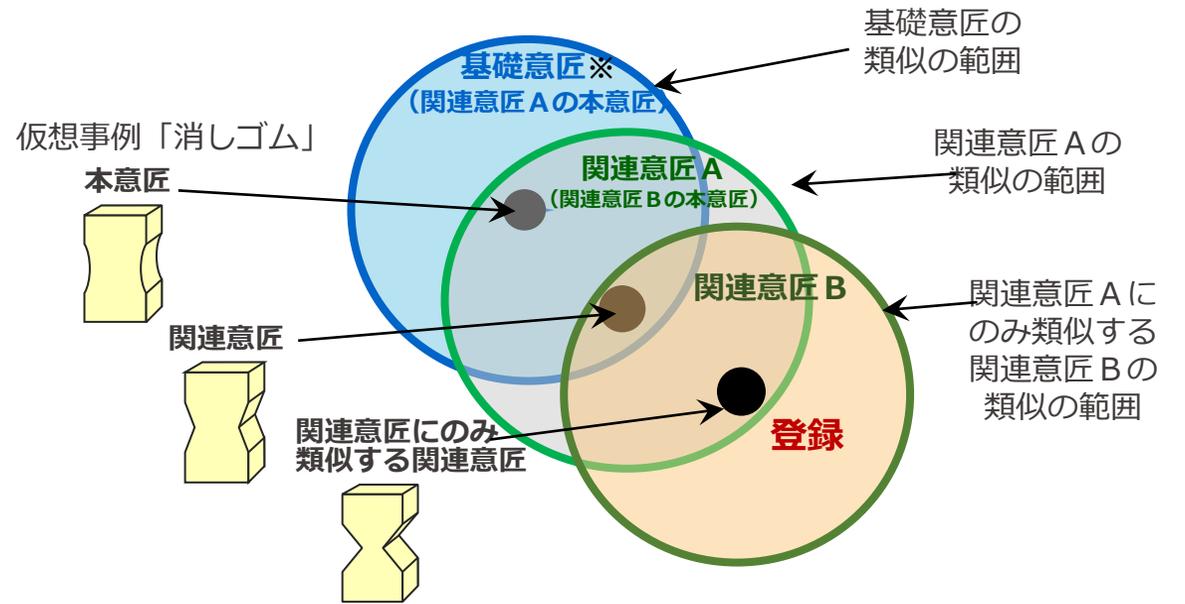


2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

関連意匠にのみ類似する関連意匠についても、登録を受けられます。
(意匠法第10条第4項)

意匠法第10条第4項

第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。



※最初に本意匠として選択した一の意匠を「基礎意匠」という(10条7項)。
詳細は次頁へ

2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

最初に本意匠として選択した意匠を「基礎意匠」といいます。

意匠法第10条第4項

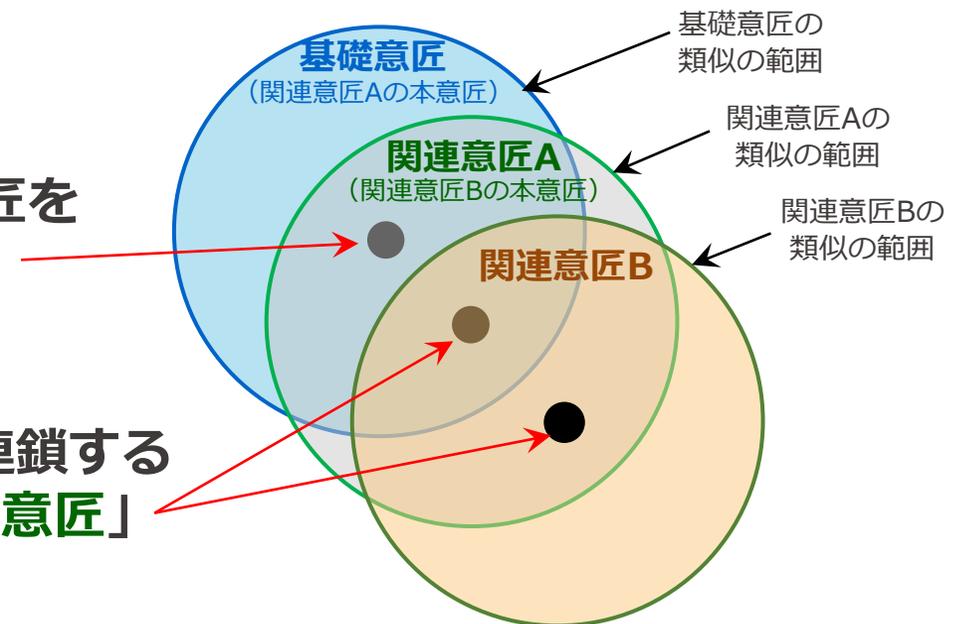
第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

同第10条第7項

関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が **基礎意匠**（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

※最初に本意匠として選択した一の意匠を「**基礎意匠**」という（10条7項）

※基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「**基礎意匠に係る関連意匠**」という（10条7項）



2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

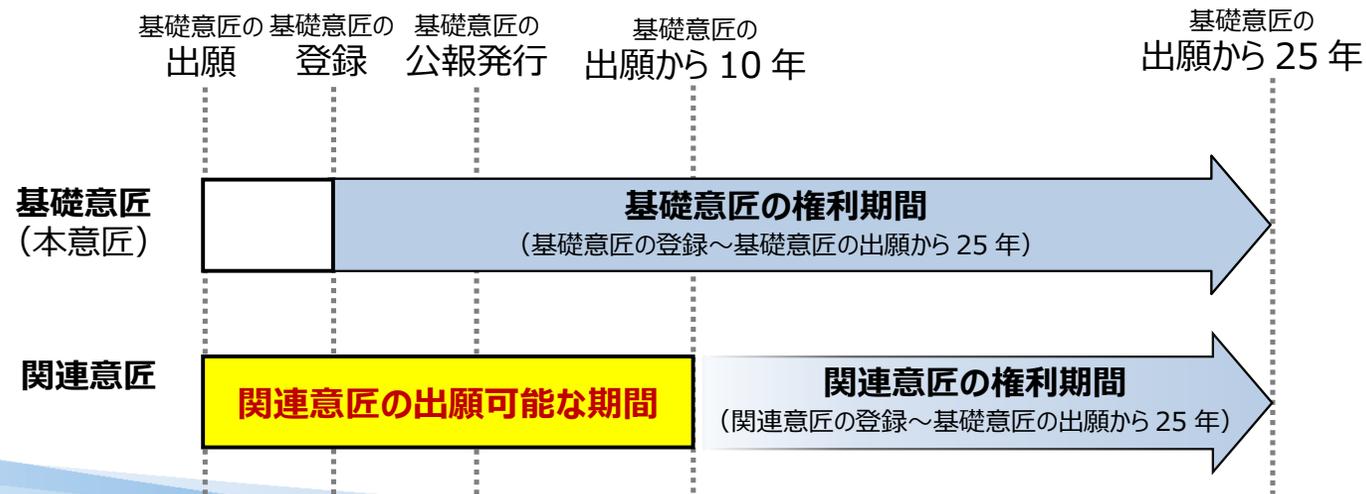
■ 関連意匠の出願可能な期間は、

「基礎意匠」の出願の日から10年を経過する日前までとなります（意匠法第10条第1項）

関連意匠の権利期間は**「基礎意匠」の出願日から25年**となります（意匠法第21条第2項）

※改正意匠法の施行前に出願した意匠を基礎意匠とすることも可能です。その場合の関連意匠の権利期間も、基礎意匠の出願日から25年となります。

意匠法第10条第1項 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（中略）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、**当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り**、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

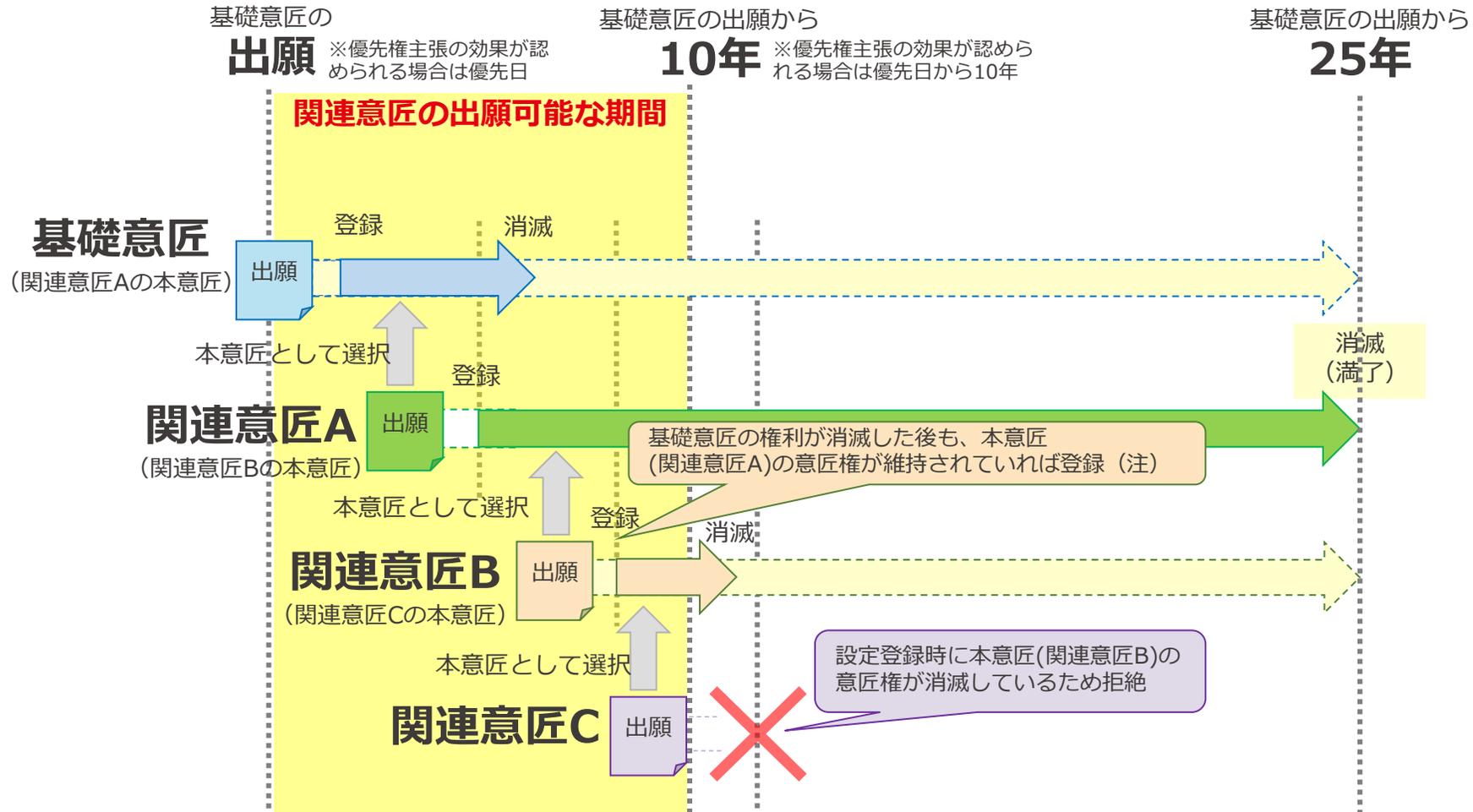


2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

関連意匠の出願可能な期間であっても、

「本意匠」の意匠権が消滅などした後は関連意匠を登録することができません（意匠法第10条第1項）。

また、本意匠に専用実施権が設定されている場合は関連意匠を登録することができません。



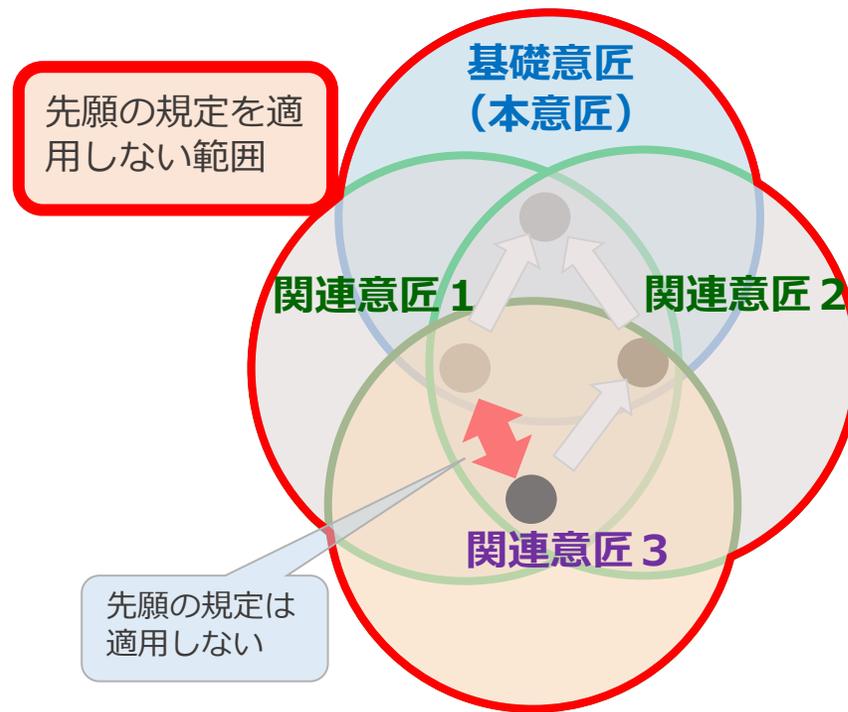
2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

基礎意匠に係る他の関連意匠との間においても先願の規定を適用しません

（意匠法第10条第7項）。

意匠法第10条第7項

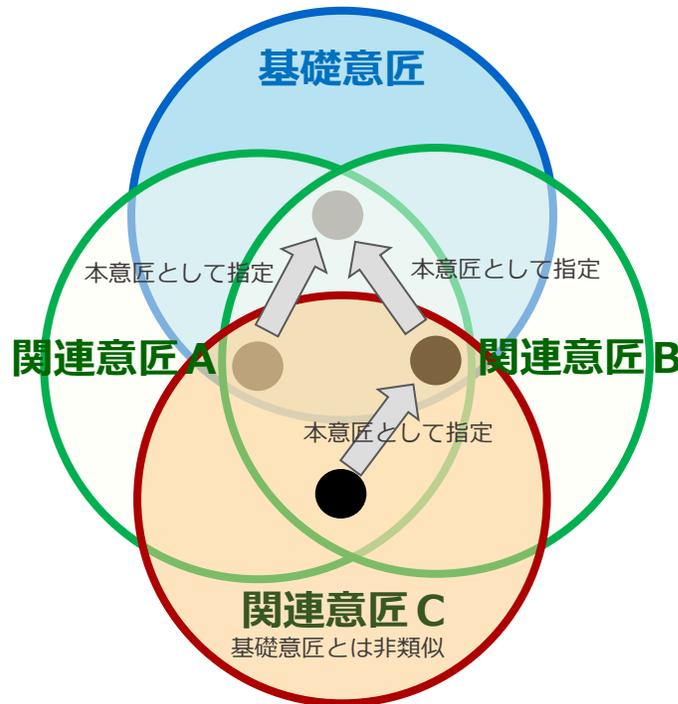
関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。



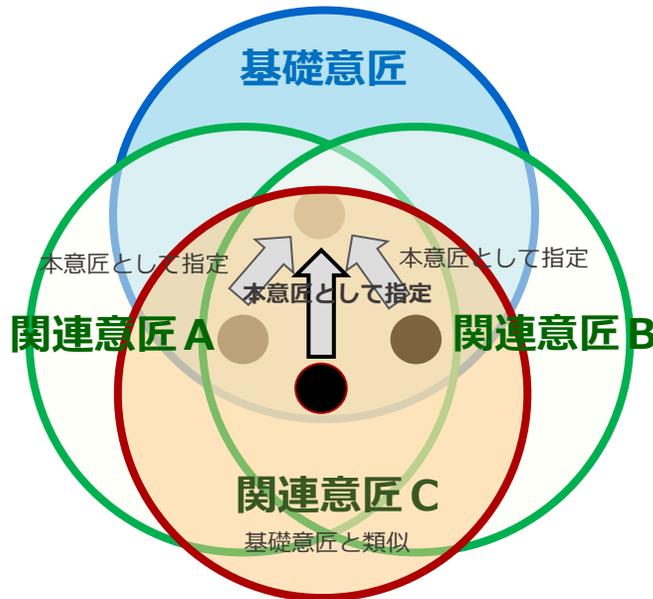
2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

関連意匠が本意匠と類似している場合は、
基礎意匠や基礎意匠に係る他の関連意匠との間においても先願の規定を適用しません。

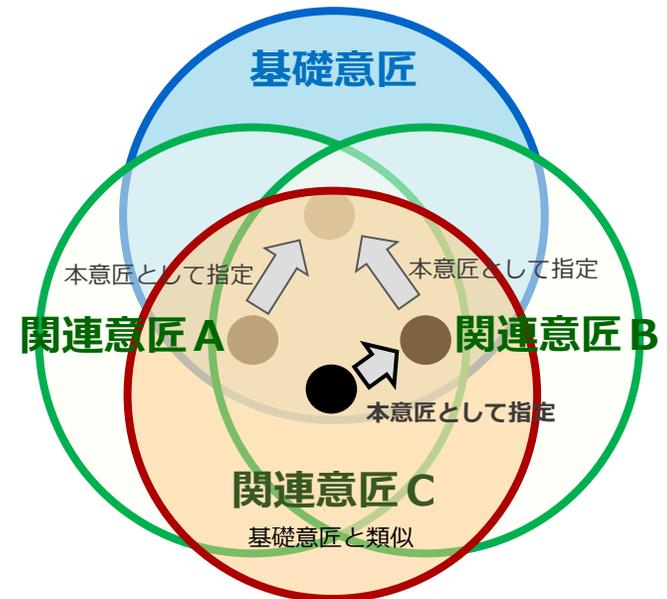
【事例1】 以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



【事例2】 以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



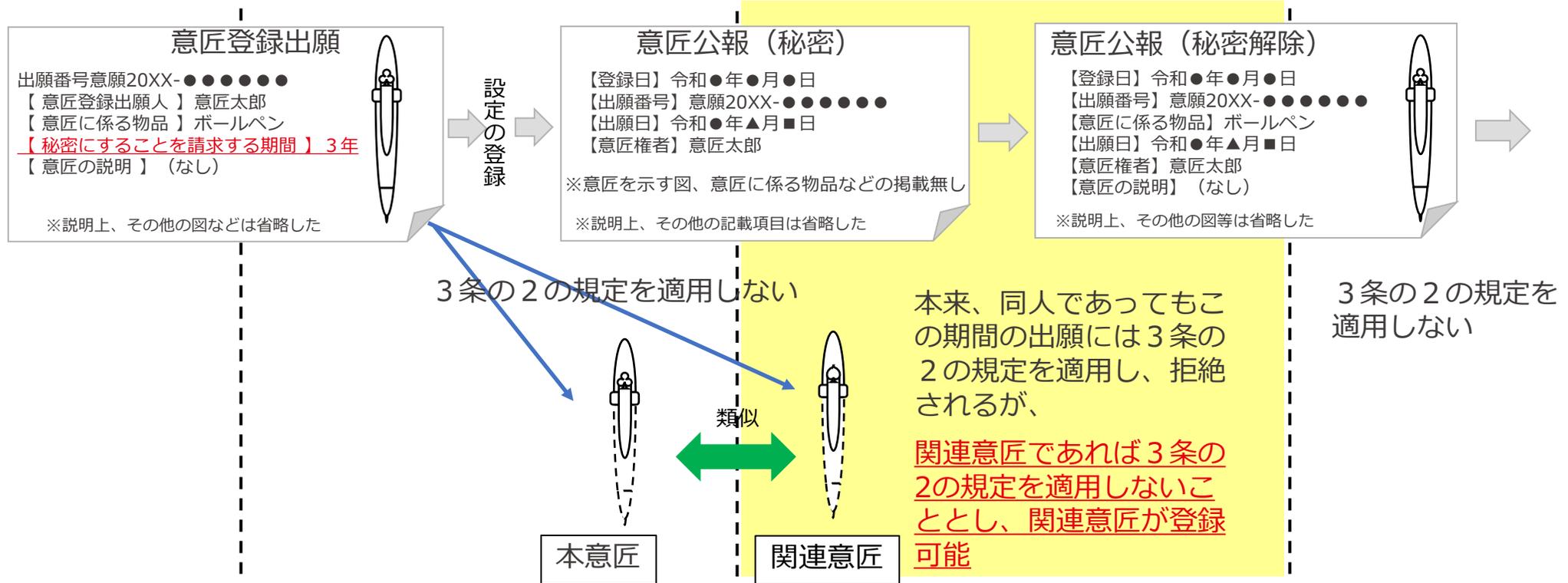
【事例3】 以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

後願が関連意匠として登録される場合には、同一出願人の先願は意匠法第3条の2の規定が適用されません（意匠法第10条第3項）。

同一出願人への意匠法第3条の2（先願の一部と同一又は類似）の規定の適用

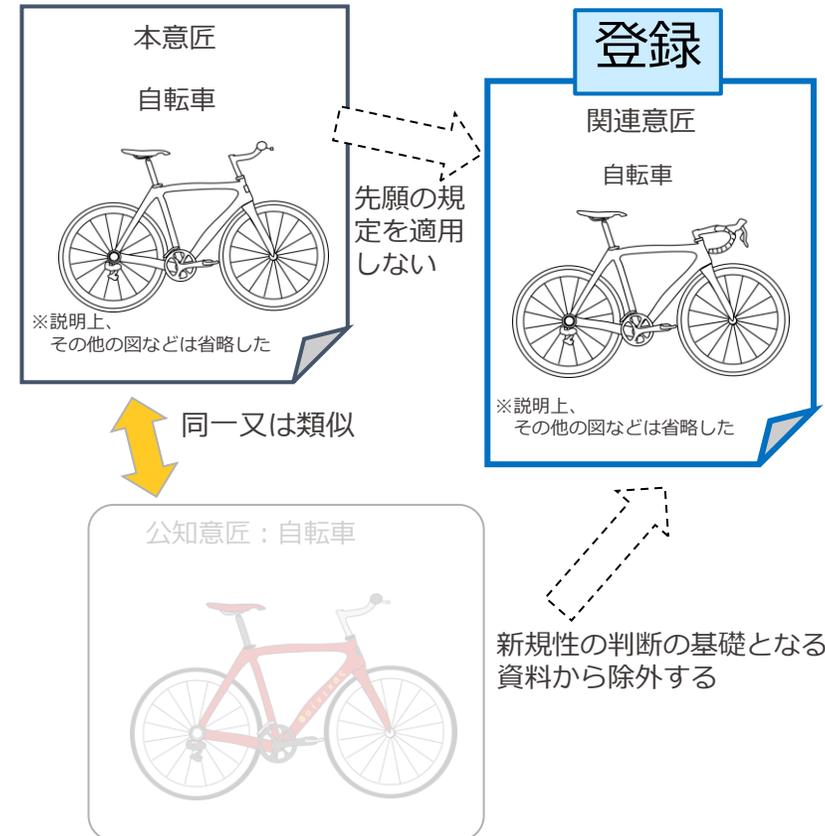


2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

関連意匠として登録される場合、「**自己の意匠**」のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されま
す（意匠法第10条第2項及び同条第8項）。

意匠法第10条第2項 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

同第8項 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。



2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

自己の意匠とは

関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいいます。

（他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠は含みません。）

新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外される意匠

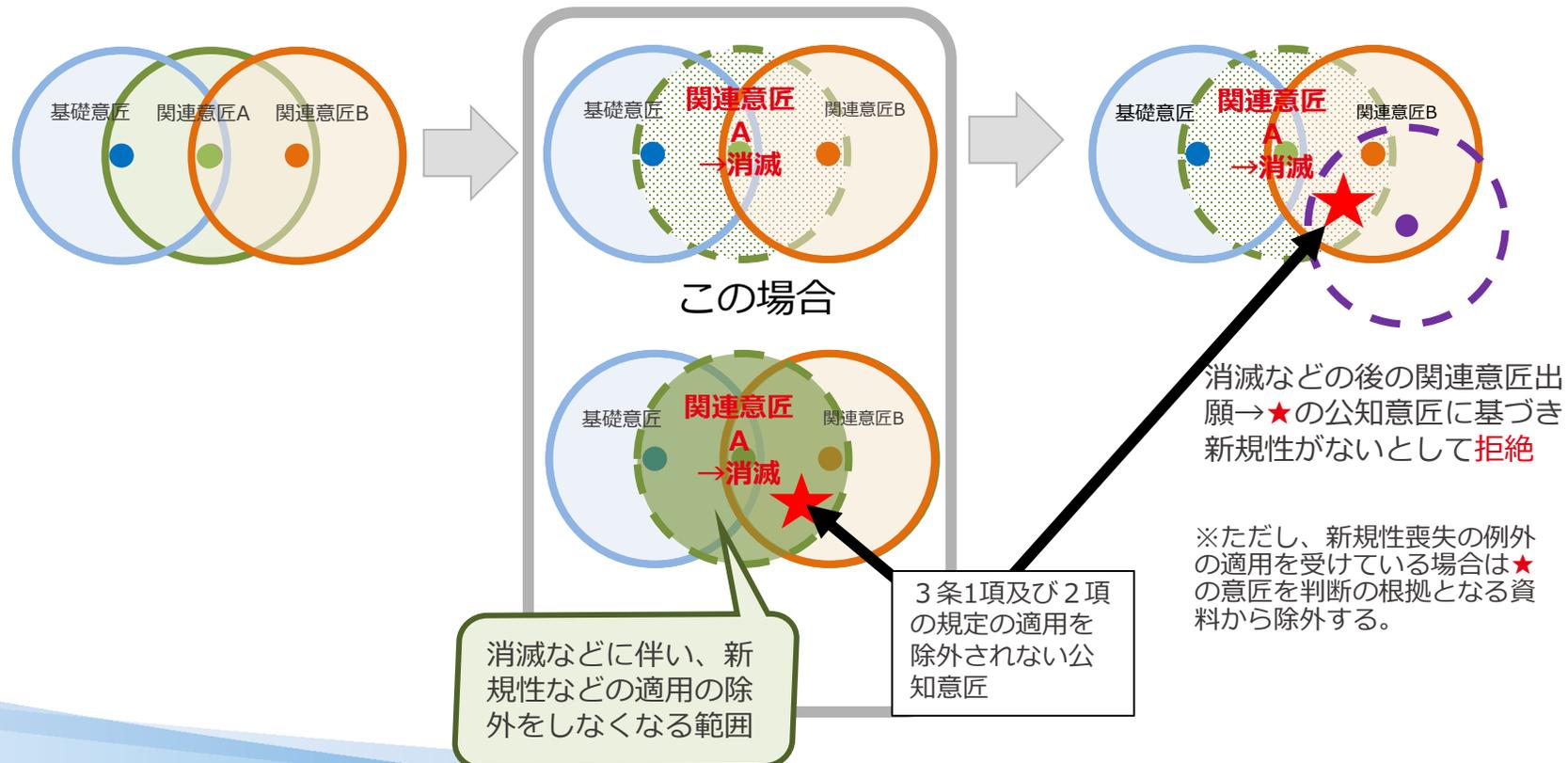
公知となった自己の意匠であって、
以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するもの

- （1）基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張が認められる場合は、優先日。（2）において同じ）以降に公知となったもの
- （2）基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
- （3）基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されているもの

2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

消滅した意匠に関する新規性などの規定の適用除外の考え方

公知意匠が、同じ基礎意匠に係る、消滅などした関連意匠（意匠権が、①登録料を定められた期間内に納付せず消滅したもの、②無効にすべき審決が確定したもの、又は、③放棄されたもの）に類似している場合は、権利が維持されている関連意匠にも類似していても、新規性などの規定を適用しません（新規性や創作非容易性の基礎となる資料から除外しません）。



2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

「自己の意匠」の判断における考慮事項

公知意匠では、実施者が明確に示されていないことや、製造者、販売者など、関係者が混在して書かれていることがあります。また、実施品について商標や製品番号、販売店などの情報、曖昧な説明が付随していることがあります。製造者などが推測できることもあります。

これらの公知意匠の性質を踏まえ、審査官は、以下の各点などを考慮しつつ、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外するか否かを判断します。

① 公知意匠に表された商標や標章の扱い

公知意匠に示されている標章などが、当業者の一般的な知識から出願人の標章などであることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱います。

② 共同出願などの扱い

関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者に、そのうちの一人が含まれている場合には、「自己の意匠」と扱います。

③ ライセンシーによる実施の扱い

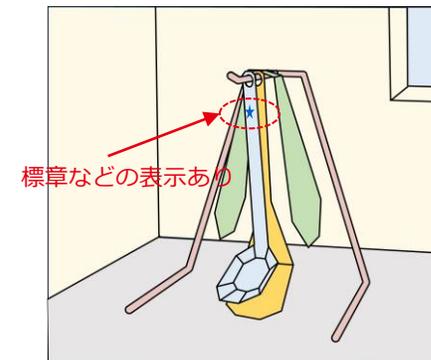
公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は、「自己の意匠」と扱います。

④ 意匠権の移転、商標の変更、事業承継などの扱い

意匠権の移転があり、移転などされる前の意匠権者などと公知意匠の公開者が一致する場合、又は公知意匠に関するその他の記載により、関連意匠の意匠登録出願の出願人から、当該公知意匠の実施者に事業承継がなされていることが明確である場合などは「自己の意匠」と扱います。

公知意匠の例

まとめて便利に収納！
キッチンセット

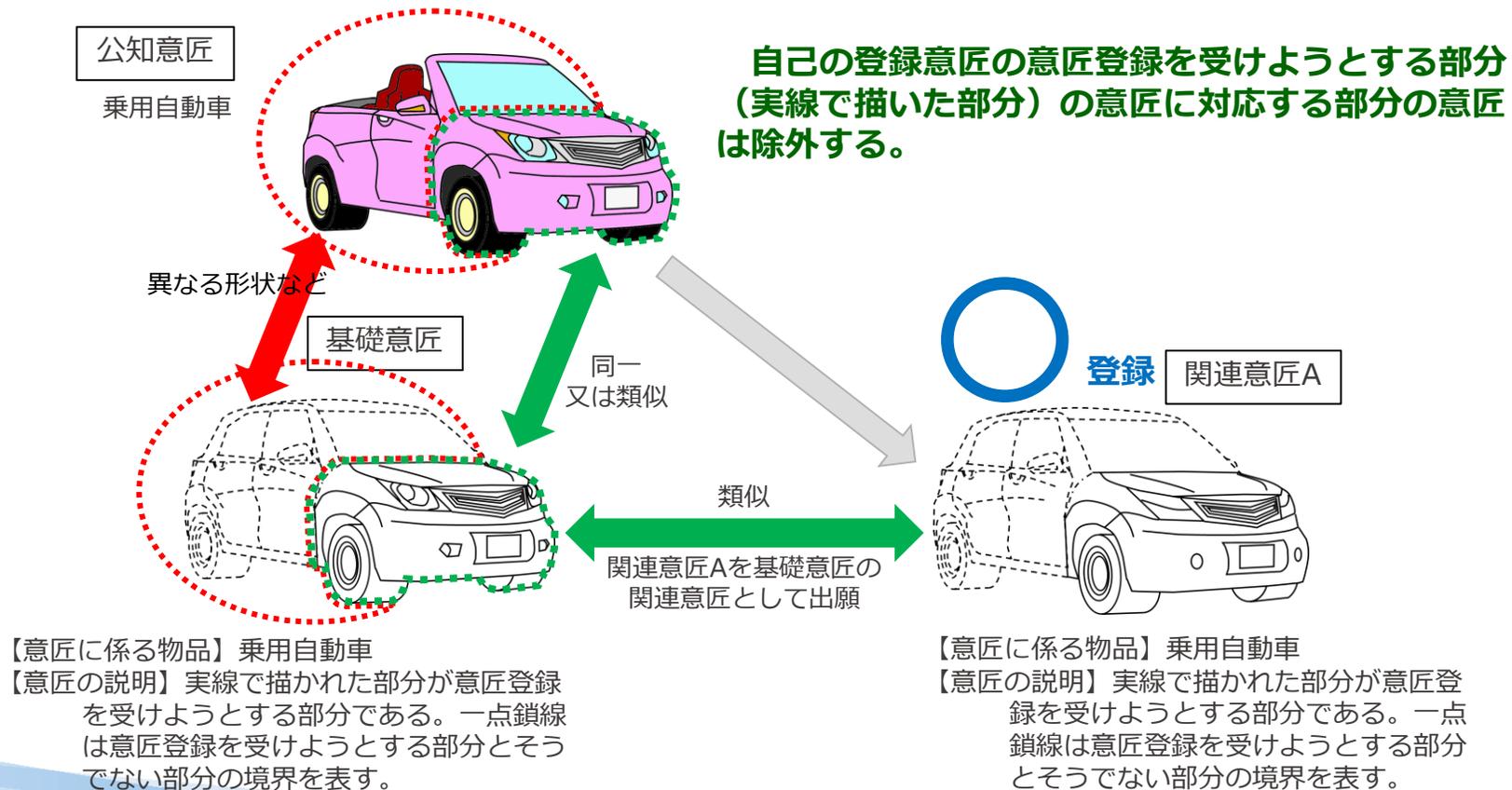


意匠の今シーズンの新製品は
レードル、ヘラ、トングと収
納スタンドのセット。全国の
特許ストアで販売中。
(問：03-3581-XXXX)

2. 意匠審査基準の概要（8）関連意匠

基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の扱い

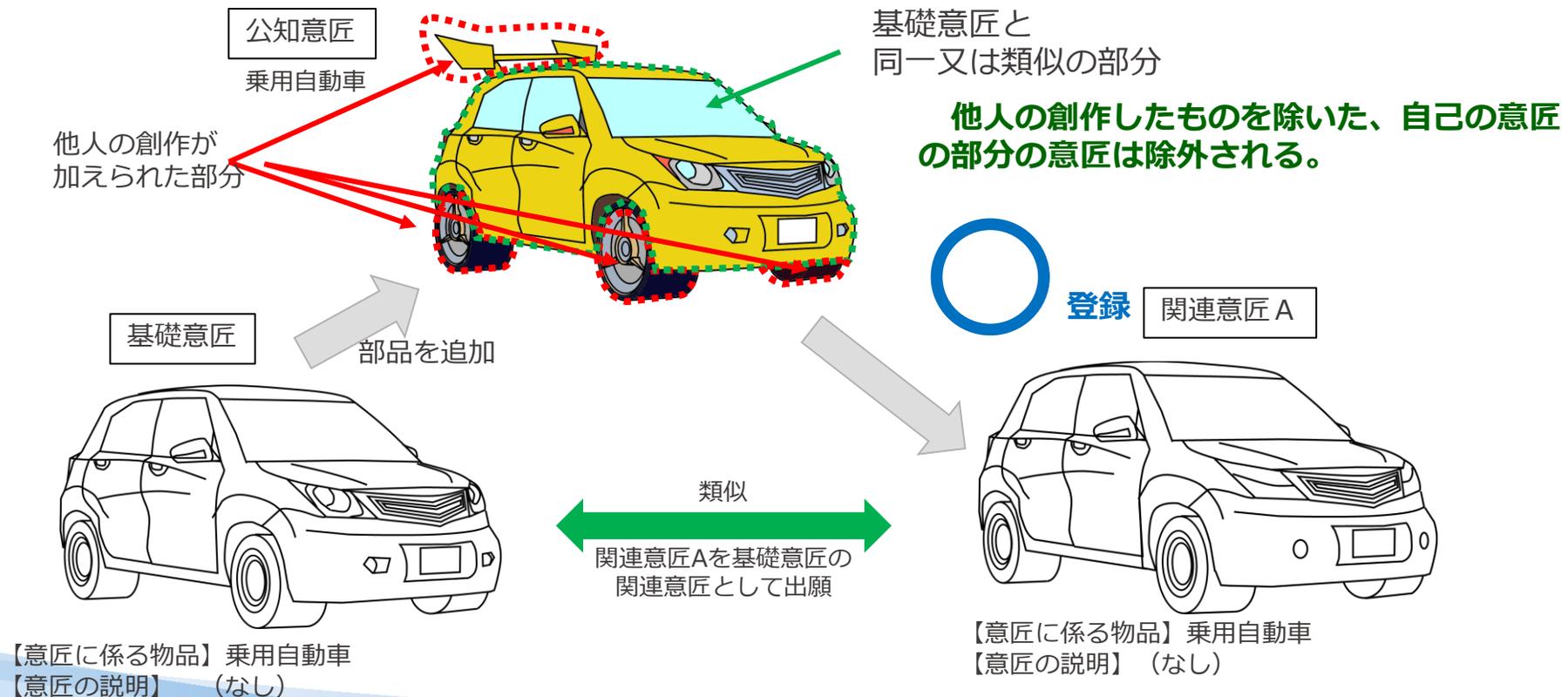
基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合、公知意匠における当該部分が、基礎意匠（自己の意匠）と同一又は類似であるときは、公知意匠における当該部分を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外します。



2. 意匠審査基準の概要（8） 関連意匠

自己又は他人の創作したものが加えられた公知意匠の扱い

公知意匠においては、周辺部品メーカーの創作を加えたり、ユーザーが購入後外観を変えたりし、他人の意匠として公開されているものも存在します。このような場合、公知意匠のうち、他人の創作したものを除いた、基礎意匠（自己の意匠）と同一又は類似の部分、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外します。



1 意匠制度の概要

2 意匠審査基準の概要

- (1)意匠の認定
- (2)意匠ごとの出願
- (3)工業上利用することができる
意匠であること
- (4)新規性
- (5)創作非容易性
- (6)3条の2
- (7)先願
- (8)関連意匠

3 出願に伴う手続、特殊な出願

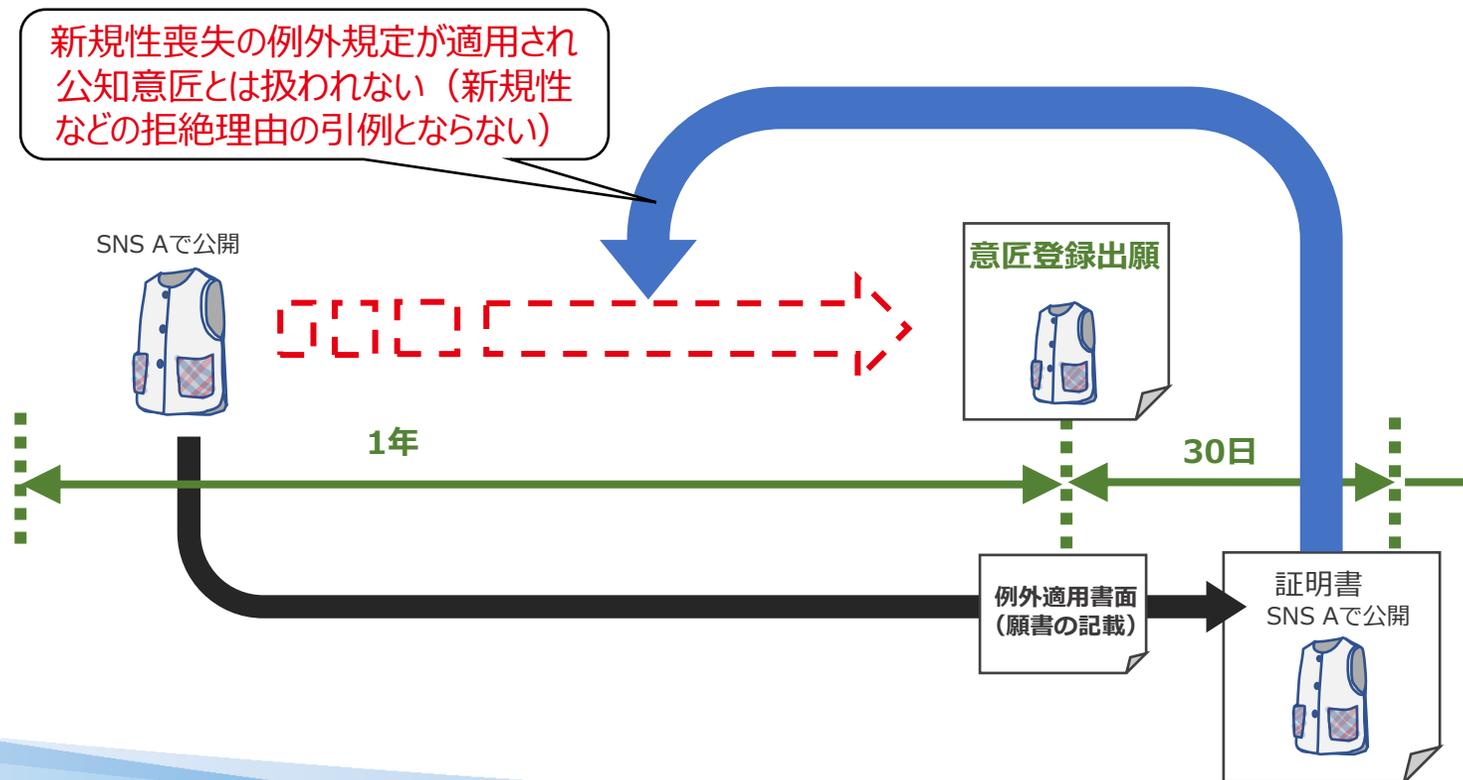
- (1)新規性喪失の例外規定の適用手続
- (2)秘密意匠
- (3)特殊な出願
- (4)意匠の国際登録制度

4 参考資料

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（1）新規性喪失の例外規定の適用手続

意匠法第4条が定める新規性喪失の例外の規定は、意匠登録出願前1年以内に、意匠登録を受ける権利を有する者の行為などに起因（※）して、公知意匠となった、意匠登録を受ける権利を有する者の意匠（以下「公開意匠」という。）について、証明書の提出など**所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、新規性（意匠法第3条第1項各号）及び創作非容易性（意匠法第3条第2項）の要件の判断において、当該公開意匠を公知意匠ではないとみなす**ものです。

※この他、意匠登録出願前1年以内に意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合の新規性喪失の例外も定められています

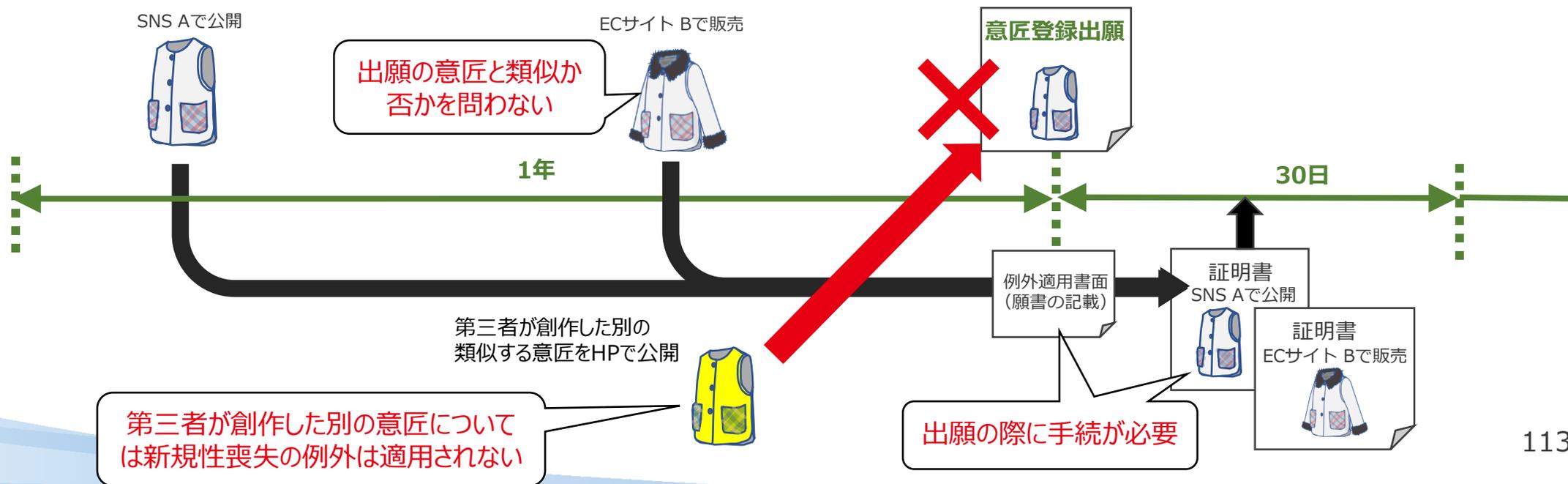


3. 出願に伴う手続、特殊な出願（1）新規性喪失の例外規定の適用手続

意匠法第4条第1項及び第2項の規定においては、**公開意匠と意匠登録出願の意匠が同一、類似又は非類似であるかを問いません**。また、公開意匠や出願の意匠のいずれかが完成品でいずれかが部品であったり、出願の意匠が部分意匠であるかも問いません。ただし、意匠公報などの公報は本規定の適用対象外です。

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠について新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、**出願の際に手続が必要**です。

また、出願日が遡及するわけではないため、出願前に、**第三者が創作した別の意匠を公開、出願をすると、意匠登録を受けられないことがある**ことや、海外にも出願する場合、**海外では制度が異なり新規性喪失の例外の規定の適用を受けられない可能性がある**点に注意が必要です。



3. 出願に伴う手続、特殊な出願（1）新規性喪失の例外規定の適用手続

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された意匠に新規性喪失の例外の適用を受けるための手続

（日本国特許庁への直接の出願）

- （ア）新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載
- （イ）出願から30日以内に証明書を提出

（ハーグ協定に基づく国際出願で日本を指定する場合）

- （ア）新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を国際出願の願書に記載するか、国際公表の日から30日以内にその旨を記載した書面を日本国特許庁に提出
- （イ）国際公表の日から30日以内に日本国特許庁に証明書を提出

※2021年10月1日以降の国際出願については、国際出願の願書に「ANNEX-Ⅱ」を添付することでも証明書を提出することが可能。

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（1）新規性喪失の例外規定の適用手続

新規性喪失の例外の適用を受けるための願書の記載及び提出しなければならない証明書などの例

願書

【書類名】 意匠登録願
【整理番号】
【特記事項】 **意匠法第4条第2項
の規定の適用を受けようとする
意匠登録出願**
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】
・
・
・
・

(願書に当該規定の適用を受けたい旨記載した例)

(意匠法施行規則 様式第2 備考30)

新規性の喪失の例外証明書提出書とその証明書

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書	意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書
【提出日】 令和 年 月 日	1. 公開の事実 ・ ・
【あて先】 特許庁長官 殿	2. 意匠登録を受ける権利の承継などの事実 ・ ・
【事件の表示】	記載事項が事実と相違ないことを証明します。
【出願番号】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【提出者】	出願人〇〇〇
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
・	
・	
・	

(意匠法施行規則 様式第1)

(様式なし)

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（1）新規性喪失の例外規定の適用手続

新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書の記載例

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開意匠の内容(意匠の写真などを添付する)



2. 意匠登録を受ける権利の承継などの事実

- ① 公開意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
- ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
- ④ 公開者
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について
(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係などについて
(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたことなどを記載)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
出願人〇〇〇

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（1）新規性喪失の例外規定の適用手続

- 令和5年改正法において手続を緩和（2024年1月1日施行。同日以後の出願から適用）
- 法定期間（出願から30日）内に提出した最も早い日の公開についての証明書に基づき、下記の要件を満たす公開についても新規性喪失の例外規定の適用を受けられるものとし、証明書の作成負担を軽減。

(1) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった意匠※であること

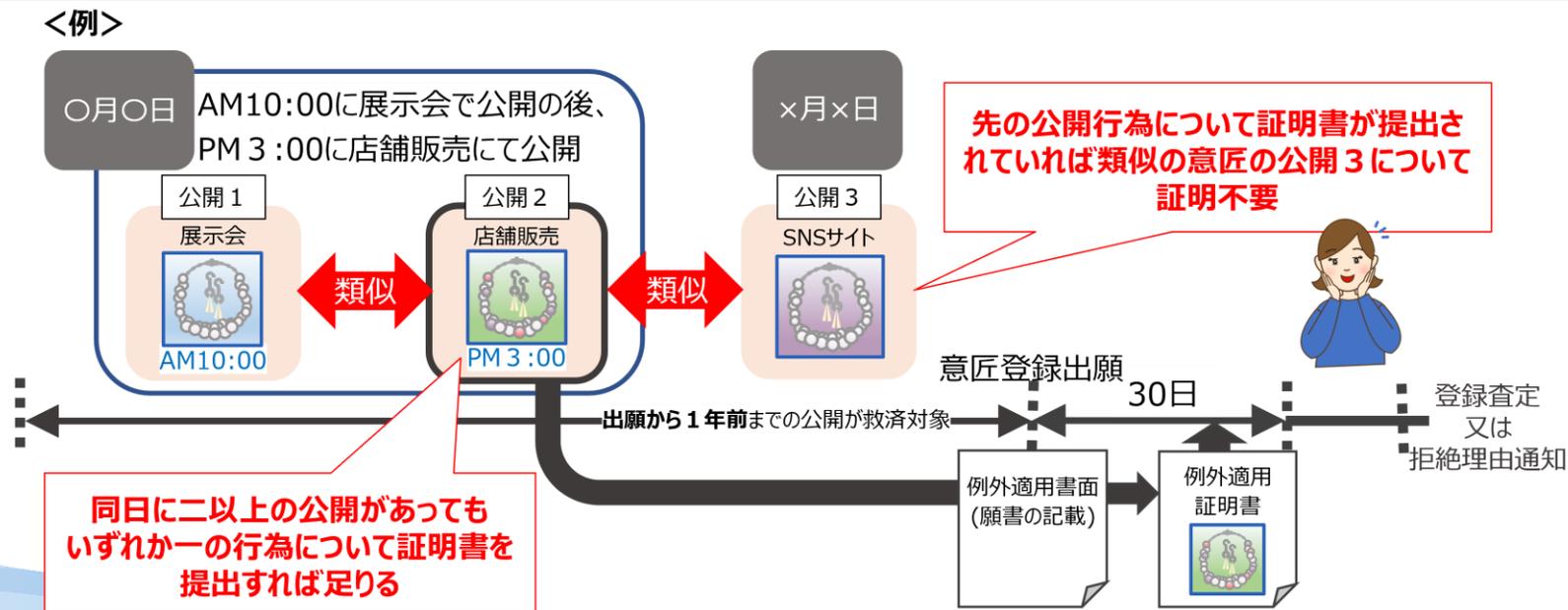
※公報掲載により公知となったものは、従来と同様に新規性喪失の例外は適用されない。

(2) 法定期間内に提出した証明書により証明した意匠の公開の日以後に公開された意匠であること

(3) 法定期間内に提出した証明書により証明した意匠と同一又は類似する意匠※であること

※非類似の意匠は別個の証明が必要（証明書記載の意匠と非類似の意匠であっても創作非容易性などの要件の拒絶理由の根拠となる場合がある）

なお、上記の要件を満たす意匠については、法定期間内に提出された証明書により新規性喪失の例外規定の適用を受けられることから、拒絶理由通知に対してだけでなく、審判などにおいても追加の証明書を提出することなく対応可能。



3. 出願に伴う手続、特殊な出願（2）秘密意匠

秘密意匠（意匠法第14条）

意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、登録意匠を秘密にすることができます。

秘密意匠公報

(19) 【発行国・地域】日本国特許庁（J P）
(45) 【発行日】令和〇年1月1日（20〇〇. 1. 1）
(12) 【公報種別】意匠公報（S）
(11) 【登録番号】意匠登録第1〇〇〇〇〇1号（D1〇〇〇〇〇1）
(24) 【登録日】令和〇年6月30日（20〇〇. 6. 30）
(21) 【出願番号】意願20〇〇-〇〇〇120（D20〇〇-〇〇〇120）
(22) 【出願日】令和〇〇年12月1日（20〇〇. 12. 1）
(73) 【意匠権者】
【識別番号】000000001
【氏名又は名称】〇〇株式会社
(74) 【代理人】
【識別番号】000000002
【弁理士】
【氏名又は名称】特許 花子
【審査官】特許 太郎

※「秘密意匠のため表示可能なイメージはありません」と付されます。

秘密意匠解除公報

(19) 【発行国・地域】日本国特許庁（J P）
(45) 【発行日】令和〇年1月1日（20〇〇. 1. 1）
(12) 【公報種別】意匠公報（S）
(11) 【登録番号】意匠登録第1〇〇〇〇〇1号（D1〇〇〇〇〇1）
(24) 【登録日】令和〇年6月30日（20〇〇. 6. 30）
(54) 【意匠に係る物品】自動車
(52) 【意匠分類】G〇-〇〇1
(51) 【国際意匠分類】Loc（12）Cl. 〇〇-16
【Dターム】G〇-〇〇1AA
(21) 【出願番号】意願20〇〇-〇〇〇120（D20〇〇-〇〇〇120）
(22) 【出願日】令和〇〇年12月1日（20〇〇. 12. 1）
(73) 【意匠権者】
【識別番号】000000001
【氏名又は名称】〇〇株式会社
(74) 【代理人】
【識別番号】000000002
【弁理士】
【氏名又は名称】特許 花子
【審査官】特許 太郎
(55) 【意匠の説明】図面表面部に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。
【図面】
【斜視図】



3. 出願に伴う手続、特殊な出願（2）秘密意匠

登録意匠を秘密にするためには、出願時又は第1年分の登録料の納付時に手続が必要です。

- **出願時**または**第1年分の登録料の納付時**に、
次の①、②を記載した書類を提出（出願時の場合、願書に記載）

- ① 意匠登録出願人の氏名（名称）・住所（居所）
- ② 秘密にすることを請求する期間

- 国際意匠登録出願は請求不可
- 手数料 **5,100円**
（複数意匠一括出願手続の場合、一意匠につき5,100円）

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（3）特殊な出願

分割出願（意匠法第10条の2）

一意匠一出願の原則に反し、誤って2以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合の出願人の救済を図ったものです。意匠登録出願の分割が適法になされた場合には、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされます。

適法な分割と認められる要件

- i) 意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること
- ii) 意匠登録出願人が同一であること
- iii) 2以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること
- iv) 分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた2以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

適法な分割とは認められない例

- i) 意匠ごとに出願され、意匠法第7条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品などを構成する部品ごとに分割した場合
- ii) 意匠法第8条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品などごとに分割した場合
- iii) 意匠法第8条の2に規定する要件を満たしている内装の意匠の意匠登録出願を、構成物品などごとに分割した場合
- iv) 新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた2以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（3）特殊な出願

出願の変更（意匠法第13条）

出願人の出願形式（意匠登録出願、特許出願又は実用新案登録出願）の選択の誤り、例えば、ある新しい形状の発明をし、それが技術的に効果があるものと考えて特許出願をしたところ拒絶されたので、その形状の美的な面について意匠登録を受けようとする場合などにおいて、出願人の救済を図ったものです。意匠登録出願への変更が適法になされた場合は、新たな意匠登録出願は、もとの出願の時にしたものとみなされます。

適法な意匠登録出願への変更と認められる要件

- i) 特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3か月以内であること
- ii) 実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること
- iii) 変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること（承継人の場合を除く）
- iv) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること
- v) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

適法な変更の手続とは認められない例

- i) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的な記載がない場合
- ii) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的な記載による表された意匠と同一でないと認められる場合
- iii) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを付加した場合

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（3）特殊な出願

特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例（意匠法第13条の2）

特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むものは、国際出願日にされた特許出願又は実用新案登録出願とみなされ、意匠登録出願に変更することができます。ただし、もとの出願が日本語の国際出願の場合には、出願人の氏名・住所、発明者（考案者）の氏名・住所、国際出願日等を記載した書面を提出し、かつ手数料の納付後でなければすることができず、これに加え、外国語でされた国際出願の場合には、上記書面及び明細書、請求の範囲の日本語による翻訳文を提出しなければすることができません。

補正後の意匠についての新出願（意匠法第17条の3）

出願人が、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正が、これらの要旨を変更するものであるとき、その補正は決定により却下されますが、出願人は、その補正後の意匠について、新たな意匠登録出願をすることができます。この場合、その新たな意匠登録出願は、手続補正書を提出した時にしたものとみなされます。また、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなされます。

適法な新出願と認められるための要件

- i) 補正の却下の決定があった補正後の意匠について、新たな意匠登録出願をしていること
- ii) 新たな意匠登録出願が、補正の却下の決定について謄本の送達があった日から3か月以内にされていること
- iii) 新たな意匠登録出願の願書が意匠法施行規則様式第5により作成されていること

3. 出願に伴う手続、特殊な出願（４）意匠の国際登録制度

意匠の国際登録制度(ハーグ協定ジュネーブ改正協定)の概要

【ジュネーブ改正協定に基づく手続】



出願人



単一の
意匠登録出願
(国際出願)

WIPO国際事務局

A国

B国

C国

複数国・複数意匠（最大100意匠）を一括で出願

単一の言語・書式・通貨で出願

各国で現地代理人不要（出願時）

複数国の意匠権を一括で維持管理

海外での意匠権取得の
低廉化、簡便化

- 米国、EU、英国、スイス、中国、韓国、カナダ、メキシコ、ブラジル、ベトナムなどを含む 71の国・政府間機関（2023年8月時点）に対しジュネーブ改正協定に基づく手続を通じて意匠の保護を求めることが可能

1 意匠制度の概要

2 意匠審査基準の概要

- (1)意匠の認定
- (2)意匠ごとの出願
- (3)工業上利用することができる
意匠であること
- (4)新規性
- (5)創作非容易性
- (6)3条の2
- (7)先願
- (8)関連意匠

3 出願に伴う手続、特殊な出願

- (1)新規性喪失の例外規定の適用手続
- (2)秘密意匠
- (3)特殊な出願
- (4)意匠の国際登録制度

4 参考資料

先行意匠調査、意匠権調査

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park : 通称「GrIP」）

<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

画像意匠公報検索支援ツールは、我が国で登録された、画像を含む意匠について効率的に調査できるものです。

利用者が入力した画像を、画像を含む登録意匠の画像部分と機械的に照合し、入力した画像に近いと評価されたものから順に表示することができます。また、画像を何も入力せずに、画像を含む登録意匠を公報発行日順に表示することもできます。

画像意匠公報検索支援ツールは、工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供しており、インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができます。



先行意匠調査、意匠権調査

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park：通称「GrIP」）

<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

機能
1

利用者が入力したイメージデータを、蓄積されたイメージデータと機械的に照合し、入力した画像に近いものから順に表示

1 イメージデータをドラッグ&ドロップ！

照合したい画像

2 結果を表示ボタンをクリック！

照合結果が表示される

3 登録番号をクリックすると意匠公報が参照できる

意匠公報PDF

【正面図】

機能
2

画像を含む登録意匠を公報発行日順(新→旧)に表示

結果を表示ボタンをクリック！

画像を含む登録意匠が公報発行日順に表示される

登録番号をクリックすると意匠公報が参照できる

「形」モードは、意匠審査における類否判断の評価手法に近い比較方法です。モードの変更をお試し下さい。

モードを選択 ?

- 形+色 ?
- 形 ?
- 色 ?

ありがとうございました

特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室

